

発行

アジア太平洋資料センター (PARC) / 途上国の債務と貧困ネットワーク

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-7-11 東洋ビル3F

TEL :03-5209-3455 FAX :03-5209-3453

Email :office@parc-jp.org

URL :http://www.parc-jp.org/

債務と貧困を考えるジュビリー九州

〒812-0041 福岡県福岡市博多区吉塚6-14-3-601 藤井方

TEL/FAX : 092-623-8444

Email : jubilee@nngo.jp

URL : http://jubilee.nngo.jp/



価格

300円(税込)

オルタ臨時増刊号 通巻399号 2008年3月30日発行 1981年8月30日 第三種郵便認可

A large, stylized pink piggy bank hanging from a thin black string. The piggy bank is shown in profile, facing left. It has a black outline and a small black line for a mouth. A dark shadow of the piggy bank is cast on the pink background below it.

「援助」の
オカネは
どこ行った?

G7があえて触れないデキゴト

アジア太平洋資料センター、途上国の債務と貧困ネットワーク 債務と貧困を考えるジュビリー九州

2008年3月 オルタ臨時増刊号 通巻399号 2008年3月30日発行 1981年8月30日 第三種郵便認可

このパンフレットは、EURODAD（ヨーロッパ債務と開発ネットワーク）が発行した "Skeletons in the Cupboard: Illegitimate Debt Claims of the G7" を翻訳したものです。

原文は、http://www.eurodad.org/uploadedFiles/Whats_New/Reports/Eurodad%20SkeletonsCupboardG7Report.pdfで見ることができます。

翻訳	大倉純子
翻訳協力	瓜本美穂、久保恵理香、関秀夫、 野沢真由美、普川容子
表紙デザイン・本文レイアウト	いのうえしんぢ

「援助」の オカネは どこ行った？ G7があえて触れないデキゴト

アジア太平洋資料センター、途上国の債務と貧困ネットワーク、債務と貧困を考えるジュビリー九州

G7があえて触れないデキゴト

NGO合同レポート 2007年2月

はじめに

ここ数年、G8の国々は、途上国内の腐敗やグッドガバナンス（良き統治）に対する懸念を繰り返し表明してきました。2004年、G8は「経済成長の障害となる汚職の廃絶に力を貸す」と発言しています。翌2005年には、G8首脳は「グッドガバナンスや民主主義、透明性達成のために努力する」サハラ以南のアフリカ諸国に、「多額の追加資金を援助する」と約束しました。また同年、「重債務貧困国（HPCs）」に分類された国々に対して、G8は550億ドル相当の債務帳消しを決定しました。そして2006年、G8首脳達は「腐敗した行政による深刻な危機」を強調し、反汚職アクションプランを作成すると宣言しています。これらの発言は、「途上国政府が貧困削減と健全な財政運営に断固として取り組まない限り、開発援助しても効果がない」という、先進国政府の間で新たに表面化した空気を反映したものです。

しかし、このアプローチは事態の

一面しかとらえていません。G8首脳達は、そもそもどうして、そしてどういう経緯で途上国が債務漬けになったのか、そして、何故、先進国が貸し付けたお金が有効に機能しなかったのかを問い直そうとはしません。

このレポートでは、「不当な債務（illegitimate debts）」に関する多くの具体例（カナダ、フランス、ドイツ、日本、イタリア、英国、米国の例）を紹介します。この債務は無責任な貸付の結果生じました。多くの場合、先進国政府は、外交上の助力を得るために、腐敗し、あるいは自国の国民を抑圧している政権に対し、そのような実態を知りつつお金を貸しました。また、借り手である途上国の真の発展ではなく、豊かな国の企業が途上国内で操業しやすくすることを目的に貸付が行なわれたり、とんでもない高利を条件に貸し付けられた融資もあります。現行のシステムでは、債権者が責任をもって

貸付をおこなったか、あるいはその資金が借り手によって正しく使われたかを全く考慮することなく、ただ債務を返済することだけが義務づけられています。

このような疑わしい貸付のよく知られている例として、ザイール（現コンゴ民主共和国）の前独裁者、モブツ・セセ・セコへの120億ドルに上る融資があげられます。彼の汚職と人権侵害は有名でしたが、冷戦中は西側諸国からよき友人とみなされていました。イラクの前独裁者サダム・フセインも、モブツ同様の懸念があったにも関わらず、G7諸国から多額の借入を行っていました。

返済されるべきではない債務というものがあるのです。なぜなら、それらの債務は無責任で不注意な貸付をおこなったという点において、責任の大半が貸し手の側にあるからです。多くの市民グループが、債権者は自分たちが下した誤った決定について説明するべきであり、そのような不当な債務に対する責任を分担すべきであると考えています。

国際法ならびに国内法では、すで

に先例があります。1923年、米国最高裁のタフト長官は、コスタリカの新政権に対し、前独裁者フレデリコ・ティノコがカナダのロイヤル・バンクと交わした債務契約に関して法的責任はない、と裁決しました。なぜなら、銀行は取引の際、その貸付が政府によって「正当に利用される」ことはなく、代わりに海外亡命後の独裁者の個人目的に使われるであろうことを知っているはずだからです。

国内法の分野では、債務者、債権者双方に対する明確な規定および保護があります。ある個人に対し貸付を行う際、債権者には「必要な注意義務」を払う責任があります（例えば、銀行は顧客のビジネスプランが健全なものであるか、または融資返済に十分な収入があるかをチェックしなければなりません）、ついで、法外（あるいは不合理）な金利および違約金は禁止されています。英国では2005年7月、6,000ポンド（約1,000ドル）以下のローンに対して、38万ポンド（70万ドル）以上の返済を要求され、自宅を没収されそうになった夫婦の債務に関し、裁判所は金利と違約金が「あまりに

法外」で「不当」であるとして、債務の帳消しを命じました。最終的に、「いよいよ返せない」という場面になっても、国内の破産制度が理に適った解決を保障し、債務者が最低限人間らしい生活を送るに必要な資産まで手放さなくてもいい仕組みになっています。

このレポートでは、途上国に対するG7各国 カナダ、フランス、ドイツ、日本、イタリア、英国、米国 の正当性が疑われる債務返済要求に焦点を当てます。それぞれのケーススタディでは、これらの債務が不当なものであり、より詳細な調査を緊急に必要とすることが論じられています。また、たとえ忌まわしい貸し手が民間債権者の場合でも、政府の共謀が問題になることを示しています。それぞれのケースにおいて、債権者はそのような事態を引き起こした責任の大半を負っています。このレポートは、債権者は何があっても返済を受けてしかるべきだという主張に疑問を投げかけることを目的とし、無責任かつ汚職を助長した貸付の責任を分担するよう債権者側に促します。

私たちが行ったケーススタディには以下の事例が盛り込まれています。

- ・経済的に成り立たないプロジェクトの推進
- ・不要な商品、サービスの販売
- ・明らかに法外な価格請求
- ・汚職と人権侵害で広く知られる独裁体制への軍需物資や武器の販売
- ・法外な高利
- ・甚大な社会的悪影響を及ぼし、環境破壊を引き起こすプロジェクト

債権者は、その気になれば過去に犯した過ちの共同責任を取ることができます。2006年10月、ノルウェー政府は5カ国の発展途上国（エクアドル、エジプト、ジャマイカ、ペルー、シエラレオネ）に対して有する債権8,000万ドル相当を、それらの債務に対する「責任を分担する」と認めた上で帳消ししました。ノルウェーは、本当に必要とはされていなかった、またそれらの国のニーズにはそぐわないものであったにもかかわらず、それらの国に船を輸出していました。ノルウェーの実際の動機は、不況にあえぐ国内造船産業の救済にあったのです。

このことは、真実と正義をもって

ます。債務の多くは返済すべきではないのです。

ゲイル・ハーリー
Eurodad (ヨーロッパ債務と開発ネットワーク)
www.eurodad.org

訳注:本文中には「返済されるべきではない債務」として "Odious Debt" と "Illegitimate Debt" という2つの言葉が使われている。"Odious Debt" は独裁政権下で作られた債務で、「忌むべき債務」「汚い債務」などと訳されるが、ここでは「忌むべき債務」に統一する。"Illegitimate Debt" は、「忌むべき債務」よりやや広い概念であり、「返済請求に正当性がない債務」である。本書では、「不当な債務」と訳する。

すれば過去の過ちと向き合うことが可能であることを示しています。でなければ、貧しい人達に返済を強い続けるしかありません。西側の政治家達は現在、汚職に焦点をあて、納税者のお金が腐敗したエリートに浪費されることなく有効に使われるようにしようとしています。汚職や腐敗に対する懸念は当然のことです。しかし、この同じ原則を自分たちの過去にも当てはめ、自分たちが腐敗の蔓延の中で果たした役割や共謀を認めない限り、私たちの政府の言葉に信頼性はありません。もし私たちの政府が本気で汚職を根絶したいのなら、彼らは自分たちの過去の過ちを直視し、それを正し、二度とそのようなことが起こらないようにすべきです。汚職を助長し、詐欺的で正当性がないと認められた債務は帳消しにされるべきです。そして、その責任は債権者、債務者双方が分担しなければなりません。そうでなければ、私たちは不当で持続不可能な貸付と借り入れをいつまでも繰り返す危険に陥ります。

このパンフレットは、単に貧しい国が返せないということが問題なのではないことを明らかにしてい

G7があえて触れないデキゴト ～ドイツの不当な債務請求

インドネシアへの軍艦供給、1992-2004

1993年、前ドイツ民主共和国 (東ドイツ) の海軍装備が大量にインドネシアに売却された。総計でコルベット艦 39隻、掃海艇、軍隊輸送船および上陸用船艇が、スクラップ価格をわずかに上回る 2,000万ドイツ・マルク (DM) (1,300万ドル) で売却された。これらの船の状態があまりにひどかったので、ドイツ政府は、インドネシア海軍のインフラ補修とドイツ企業による船の近代化をセットにして売ればつじつまが合う、と思いついた。ドイツにおける補修費用だけでも 4億 7,500万 DM (3億 1,600万ドル) を要した。この取引は、ドイツの輸出保険機関、ヘルメス信用保険会社が総計 7億 DM (4億 6,600万ドル) の保険を引き受けた (注 1)。

2002年と2003年、ヘルメス社は船の売却に対してさらなる保険を引き受けた。議会での民主社会党 (PDS) からの質問に対し、政府は「コルベット艦 8隻のモーターに関する

分解・点検は、2件で計 2,420万 DM の (ヘルメス社による) 輸出保険が付いている」と説明している (注 2)。

ドイツでもインドネシアでも、軍事目的への転用が考えられる。この取引は問題になった。これに決着をつけるため、ドイツとインドネシアの両防衛省間で以下のような内約がなされた。「買い手は取引の目的物をもっぱら沿岸部の防衛、海上輸送ルートへの護衛および密輸対策の為にのみ使用する…」というものである (注 3)。

この合意はインドネシアによって破られた。合意を実際に反故にしたのは 1968年から 98年まで同国を支配した独裁者スハルト將軍であったが、後継のハビビ、ワヒド、そしてメガワティ・スカルノプトリも合意を守ることはなかった。これらの船は、国内全ての武力紛争に使用された。

問題の契約で、インドネシアはどれだけ債務を負っているか？

ドイツでは、個々の融資に対する返済額や繰延額は公表されていない。よって、問題の取引によって生じた債務残高の大まかな額を以下のように示すことしかできない。

軍艦輸出に対するドイツ開発銀行 (KfW) からの融資: 2億 8,000万ユーロ
2000年と2002年の軍艦設備の近代化に対する追加融資: 2,610万ユーロ
総計: 3億 610万ユーロ

1993年から 98年まで、私たちはドイツ開発銀行が一般的に適用する融資期間・条件でこの債務が返済されていたと見ている。この期間には、この債務の 3分の 1以下しか返済されていないと考えられる。アジア金融危機後の 1998年、インドネシアは一時的に二国間債務の返済を停止した。同年、そして 2000年と 2002年にも、インドネシアはパリクラブで債務の繰り延べを受けている。2005年、津波による甚大な被害を受けて、インドネシアは 2007年後半まで対外債務の支払い猶予措置を受けることができた。

以上から、この契約によるドイツへの債務元本のうち少なくともまだ 2億ユーロは残っていると考えられる。これは 2005年末にインドネシアに対してドイツが請求権を有していたことがわかっている総債務額 5億 5,100万ユーロの一部である。

なぜ、この債務を不当なものとしてみなすことができるのか？

古典的な「*odibus debts* (忌むべき債務)」の原則では、債権者の返済請求が不当でそれ故に法的強制力はないとするには以下の 3つの基準を満たす必要がある。

- ・その貸付が受け取り国の国民の利益にならなかった。
- ・国民はその債務契約に同意していなかった。
- ・貸し手が上の 2点を承知していたと信じる根拠がある (注 8)。

法学者 A N サックによって提示されたこの原則は、対外債務の正当性 / 不当性を判断する際の重要な指標であることに変わりはないが、国際法における新たな進展により、

さらに広範なアプローチが提案されている。それは国際法上の強行規範 (ius cogens、国際的に認められている、いかなる法・条約にも優先する規範。例として、侵略戦争の禁止、大量虐殺・奴隷化・拷問の禁止、基本的人権の尊重などがある) に基づいて定義するというものである (注9) 私たちは、これらの戦艦の輸出が基本的人権の侵害 (ius cogens vò b tions= 強行規範の侵害) を引き起こしたがために、この貸付の返済請求は不当であると考える。

この貸付は誰の利益になったのか？

ドイツ政府は、契約の際インドネシア政府に対し「これらの船は非軍事目的でしか使用しない」という異例の条項に署名を求めたことから、この戦艦が武力紛争で使用される可能性を懸念していたに違いない。ドイツ政府はスハルト將軍率いるインドネシア政府が非軍事目的で軍艦を購入したと考えた、などというのは筋が通らない。この免責条項は、予想通りこれらの船が悪用された時、ドイツ政府が法的に責任を免れるための隠れみのだったと考えられる。

1998年にスハルト將軍による30年に及ぶ抑圧と広汎な人権侵害から解放されたインドネシアの市民からすれば、ドイツの武器供与は独裁体制への支援に他ならない。これまで見てきたように、これらの軍艦は一連の紛争において幾多の市民を殺傷および追放するために使われた。

国民の合意があったのか？

スハルトは1965年の軍事クーデターで政権の座についた。1998年まで、度々民主的な選挙は行われず、議会は軍人とわずかに3つの許可された政党の支持者で占められていた (その結果、常にこの独裁者が大統領に再選された) 従って民主的プロセスによる市民の基本的合意は全くなかったといえる。しかし、これらの非民主的なプロセスにもかかわらず、合法的に大統領となったスカルノによって発布された法令に基づいておこなわれたため、法技術的にはスハルト將軍の体制は合法的なものだった。

債権者は知っていたのか？

1965年のクーデター、そして1976年の東ティモール占領の際に起こった凄まじい人権侵害を前にして、貸し手側がスハルト將軍下における政権の性質を知らなかったはずはないだろう。軍事政権の非民主的な体質が問題にされたことはなかった。しかし、まさにこの非民主的な体質故に、ドイツ政府は軍艦の用途制限を主張したのだ。

たとえば1992年の時点で当時のドイツ連邦政府が、インドネシア政府はこれらの船を非軍事目的でしか使わない、と信じていたとしても、その後数年間に、自分たちが売った軍艦が当初の合意に違反した形で使われたという報道が公式に流れた時点で介入すべきだったのだ。1995年10月、アジア・ディフェンス・ジャーナル誌のインタビューに答えて、インドネシア国軍司令官フェイサル・タンジュン將軍は「強力な大隊上陸チームを構築し、我々は国内の問題を一掃するつもりだ。時代遅れの上陸用装備は、最近購入した元東ドイツの上陸用船艇と入れ

替える予定・・。」と述べている (注10)。

1999年には、ドイツ議会の中にもこの計画への協力を反対する声があった。議会の防衛委員会メンバーで社会民主党 (SPD) 議員だったエルケ・レオナルド博士は「旧東ドイツ軍の船は1999年にインドネシアに向けて送られることになっていた。同国で人権侵害が甚だしかったことから、私たちはその時期の受け渡しに強力を反対した。倫理的責任のみならず、私たちの根本的な法原則に照らしても受け入れがたかった。」と述べている (注11)。

最後に、この取引は国際的な警告にも事欠かなかった。東ティモールの旧宗主国であるポルトガルは2月、ドイツ船の引き渡しに抗議した (注12)。世界銀行は、ドイツからのこの大規模な武器輸入プログラムに開発援助金が使われることに対して、批判的だった (注13)。

結論：国際法上、普遍的に合意されている規範 (強行規範) に対する侵害があったといえる (注14)。

この融資は、「忌むべき」貸付の古

典的定義3つのうちの2つに明らかにあてはまる。この契約は法技術的には合法的な政府によって締結されているが、ドイツ政府の返済請求の正当性には疑問がある。なぜなら、この契約は明らかにインドネシアの人びとの利益にならず、また、債権国政府はスハルト政府がこれらの戦艦を悪用する意図を持っていることを十分に認識していたからである。従って、請求権が認められない根拠は、国際法の強行規範の侵害である。この国際的に認められている従って議論の余地はない規範には、侵略戦争の禁止、大量虐殺・奴隷化・拷問の禁止、基本的人権の尊重などがある。

このケースでは、債権者が、生命と自由に対する基本的人権、法的保護請求権、拷問禁止の侵害に手を貸したという明白な徴候がみられる。ドイツ政府は、この主張に対する公正な公的調査を即時に開始すべきである。

ユルゲン・カイザー、ヘルムート・コウスキー
 erlassjahr.de(ジュビリー・ドイツ)
 www.erlassjahr.de

参考:インドネシアのNGO

- ・International NGO Forum on Indonesian Development (INFID): www.infid.org
- ・Indonesian Forum for the Environment(Walhi):<http://www.walhi.or.id/eng>
- ・Indonesia Corruption Watch:
<http://www.antikorupsi.org/eng/>

注1: Frankfurter Rundschau 紙 1994年 12月 14日 /16日

注2 Monitor 紙 2003年 6月 19日 これらヘルメス社の保険は、パリクラブにおいて二国間債権者へのインドネシアのそれまでの債務が繰り延べられた後にかけられた。普通、返済不能に陥っている、あるいは返済不能のおそれがある債権者に対してはヘルメス社の保険はかけられない。Mannheim Motorenwerke と MTU Friedrichshafenが受注した取引に莫大な利益を見込んだヘルメス社が、この規定を無視したのではないと思われる。

注3 Monitor紙 2003年 6月 19日

注4:これとこれに続く記述の出典は: Delius, U.:「旧東ドイツ軍戦艦が、合意条件に反してインドネシア国内の反乱鎮圧に利用」(Society for Endangered Peoples (GfbV) 2003)

注5ジャカルタポスト紙2000年 1月 7日

注6 Delius, GfbV 人権擁護団体パプア・エルシャムへの言及の中で。theSociety forEn

dangered Peoplesからの電話インタビューに対し、外務省は電話で「今はセンシティブな状況」であり、彼らもジレンマに直面している、とだけ答えている。

注7:「インドネシア軍、アチエで市民10人を殺害、目撃者談」German Press Agency報道、03年 5月 23日

注8 erlassjahr.de(ジュビリードイツ)Manual Illegitimate debts」(Dusseldorf 2003)参照。債務の不当性を判定するのに、古典的定義を使う以外にも方法がある。他のアプローチとしては、国際法的な観点によるもの(jus Cogens)と、民法の契約に関する規定を援用する方法がある。国際法的アプローチに関しては、AbrahamsCh: A fresh look at the doctrine of illegitimate debts in: Campaign Financial Centre Switzerland: Illegitimate debts. In: debtedness and human rights; Basel2005参照。契約法の援用に関しては、Buchheit/Guatti / Thompson: The dilemma of odious debts, Duke Law School Legal Studies; research Paper No. 127; September 2006参照。

注9 AbrahamsCh.: Ein neuer Blick auf die Doktrin der Illegitimen Schulden; in: Aktion Finanzplatz Schweiz: Illegitime Schulden. Verschuldung und Menschenrechte; Basel 2005

注10: Deliusの引用による

注11: Monitor紙 03年 6月 19日

注12 FAZ 93年 2月 23日

注13 Far Eastern Economic Review紙 93年 9月 23日

注14: jus cogensの概念に関するより広範な提示に関しては、Queck A.: Das Völkerrecht und die Frage der Legitimität von Schulden; erlassjahr.de Fachinfo Nr.9 Januar 2007; www.erlassjahr.de; Kadebach, Stefan(): Zwingendes Völkerrecht. -Berlin 1992; Hannikainen, Lauri (1988): Peremptory Norms (jus cogens) in international law: historical development, criteria and present status - Helsinki等を参照のこと。

G7があえて触れないデキゴト ～イタリアの不当な債務請求 「ハイメ・ロルドス・アギレラ」プロジェクト 2つ要るなら3つ買え

1995年、イタリアの政府開発援助機関は、エクアドルで問題となっているインフラ整備プロジェクトに関わることになった。ダウレ川の治水を目的とする「ハイメ・ロルドス・アギレラ」プロジェクトである。イタリアは、ダウレ・ペリパダムの水を利用するマルセル・ラニアド水力発電所建設資金を一部融資した。

ダウレ・ペリパダムの建設工事は1982年に始まった。困ったことに、高さ90メートルのダム建設がすでに始まってしまった1983年になってから、より広範な水利用計画が策定されるという有様だった。60億立方メートルの貯水能力を持つこのダムプロジェクトは、環境・社会影響調査が十分になされないまま着工されてしまった。「ハイメ・ロルドス・アギレラ」プロジェクトはエクアドル国土の15%に直接影響を及ぼした。社会・環境への被害は甚大だった。

このプロジェクトは対外債務の累積という点でも、国家財政に大きな影響をもたらした。このプロジェクト経費の約80%は、海外からの借り入れでまかなわれた(注1)ダウレ・ペリパのダム湖から発電所への導水設備建設ならびにマルセル・ラニアド水力発電所建設には7億4,000万ドルの費用がかかったが、それはこのプロジェクト全体の費用の45%に相当する(注2)このプロジェクトが経済的に「持続不可能」であることは、着工前からすでに明らかだった。工事が進むに連れ、コストはネズミ算式に膨らんでいった。

イタリアが 果たした役割

1995年にダウレ・ペリパダムが完成した時、開発による被害は隠しようもなかった。また、エクアドルはすでに巨額の対外債務を抱えていた。イタリア政府がこのプロジェクトへの融資を決定した1995年には、

こうした状況はすでにあきらかになっていった。イタリア政府はマルセル・ラニアド水力発電所向けに3基のタービンを929億9,800万4,000リラ(当時のレートで5,000万ドル)で売却した。これはイタリアの開発協力が定めた「ローテーション・ファンド」という仕組みによって可能になった(注3)このファンドは、1999年まで政府の管轄下にあったイタリアの銀行メデオクレディト(中期信用金庫)SpAが管理していた。

イタリアの企業アンサル社が3基のタービン納入を受注した。ビジネス上のリスクに関してはイタリアの輸出信用機関SACEによる保証が付いた。この一連の事業において、イタリア政府はマルセル・ラニアド水力発電所の資金供給の20%を支援した(注4)しかし、SACEによる保証は、エクアドルの対外民間債務をさらに膨らませることになった。

最近、調査団員として派遣されたイタリアの上院議員、フランチェスコ・マルトーネ氏が集めたデータによると、3基のタービン売却は発電所における発電能力の事前見積も

り無しに決定された。エクアドルに3基のタービンが売り渡されたが、実際には2基しか必要ではなかったというのだ。

イタリア政府はそもそも初めからこのプロジェクトに関わるべきではなかったのだ。すでに大幅に予算超過しており、エクアドル国民がこのプロジェクトからどれほどの利益を享受するかは疑わしいものだった。なおかつこのプロジェクトは同国に深刻な累積債務をもたらした。不要なタービンを売りつけるという決定は不当な債務蓄積を助長した。これらのことから、即時に公的調査を開始する必要性は十分に裏付けられる。

問題の契約で、エクアドルはどれだけ債務を負っているか？

個々の融資契約の詳細はイタリアでは公表されていない。また、イタリア政府ならびに輸出信用機関SACEはイタリアの海外への貸付残高(特に輸出信用に関するもの)を機密事項としている。エクアドルがイタリアに負う債務のほとんどが民間ベースであるため、その債務総

額を正確に算定するのは難しい。

メディオクレディト (中期信用金庫) SpAを通してマルセル・ラニアド水力発電所に拠出された当初の融資額は、合計929億9,800万4,000リラ (5,000万ドル)であった (注5)

エクアドルの市民団体CDESとアクション・エコロヒカによると、エクアドル政府は1982年から2003年まで、海外の公的な債権者に対して、定期的に債務返済をしていたという (注6)

2002年、エクアドル政府はパリクラブに所属する債権国と対外債務の再編交渉 (繰り延べ・返済猶予など) をおこなった。2002年にフランチェスコ・マルトーネ上院議員が政府に提出した質問によると、イタリアは主な債権保有者であるSACEアンサル社、メディオクレディト (SpA) の間で総計2億5,770万ドルの債務を再編した。 (注7)

エクアドルの首都キトにあるイタリア大使館の公的データによると、2004年にエクアドルがイタリア

に負っていた債務は、公的・民間債務を合わせて3億4,000万ドルにのぼる。イタリアはパリクラブ内でエクアドルの最大の債権者であり、同国における二国間債務総額の38%を占めている。

何故この債務を不当なもの
とみなすことができるのか？

この融資の返済請求には正当性がない。

なぜなら：

- ・この貸付は受け取り国の国民の利益にならなかった。
- ・受け取り国の国民は融資契約に同意していなかった。
- ・貸し手は上の2つの事実を承知していたはずである (注8)

この貸付は誰の利益に
なったのか？

ダウレ・ペリパ水力発電所は、この地域の人々に甚大な社会、環境、そして文化面での被害を引き起こした。

ダムの貯水池は：

- ・3万ヘクタールの土地を水没させた。
- ・4,000世帯の先住民族、合計約2万

人が移住せざるを得なかった。
・10万人の人々が住む地域が外部から孤立した。 (注9)

ダウレ・ペリパのダム湖周辺に住む人々は政府から全く見放されており、同地域はエクアドルの最貧困地域である。住民の90%が貧困レベルの生活をしており、基本的なサービスが受けられない状態にある。 (注10)

ダム湖による水没は様々な衛生上の問題を引き起こした。エクアドルのNGOが、周辺のサンタ・マリア村ならびにカベセラ・デ・エスパーニャ村の住民におこなった聞き取り調査は、調査研究「Sembando Desiertos」で報告されているが、貯水により環境が変化し、マラリア、デング熱、寄生虫病のようなこの地域特有の病気が以前より蔓延するようになった。

この多目的プロジェクトの総コストは、最終的には16億ドルに達すると見られている (注11)。これにさらにプロジェクトが引き起こした主な環境、社会、文化的被害のコストを付け加えると、費用対効果は9億2,800万ドルと圧倒的な赤字で

ある (注12)

つまり「ハイメ・ロルドス・アギレラ」プロジェクトは、エクアドルの人々の生活水準向上に全く役に立たなかったのである。

国民の合意は
あったのか？

マルセル・ラニアド水力発電所は1992年から1996年にかけて提案され承認された。この時期はシスト・ドゥラン・バジェン大統領の任期にあたり、国内はペルーとの紛争により政治的緊張に包まれていた (注13)。副大統領、アルベルト・ダヒク・ガルゾッチは公金流用で糾弾され、辞任に追い込まれている (注14)。

バジェン大統領自身、ダウレ・ペリパ貯水池からサンタ・エレーナ半島まで水を引くのに必要なインフラ設備建設を推し進めた (そして贈賄の疑いをもたれている) 利益団体とつながりがあった (注15)。同時期、農業開発に関する新法が承認された (注16)。この法律によって、グアヤス河流域開発公社 (CEDEGE) は先住民のコミュニティに一銭の補

償も与えず彼らを追い出し、ダム建設開始のために広汎な森林伐採を行うことが可能になった。ダウレ・ペリパダム建設工事開始以降、建設企業体はこの工事が環境、社会、文化面で及ぼしている甚大な被害について一切公表しなかった。地元のコミュニティとオープンな協議が行われたこともない。

このような状況の中、イタリア政府は、明らかに2基しか要らないところに3基のタービンを売りつける交渉をバジェン大統領とおこない、マルセル・ラニアド水力発電計画に関わることにしたのである。

債権者は
知っていたのか？

マルセル・ラニアド水力発電計画をめぐる大規模な汚職、環境破壊、地元の人々にもたらす被害の大きさから、イタリア政府はこの計画にたずさわるのをやめるべきだった。同計画は経済的に成功の見込みがなく、手を出す必要はなかった。その上、エクアドルの人々に大変な経済的・社会的コストを背負わせることになった。工事開始前から、

このプロジェクトが経済的に持続可能でないことは明らかだった。概算見積もりでも、このプロジェクトは正味5,000万ドルという赤字計算の元に承認されている。しかし、それでも米州開発銀行はこのプロジェクトへの融資を中止することなく、また世界銀行もこのプロジェクトを推進するという態度を変えずに、外部の債権者も融資に参加するよう促した。200年のグアヤキル大学経済研究所による事後評価によると、米州開発銀行は、このプロジェクトがエクアドルにとって「国家的最優先」事業であるとみなしたため融資を決定したという。この調査書には、このプロジェクトの新しい経済持続性評価と新しいコスト見積もりも書かれている。赤字は更に拡大し、1億3千万ドルになると同調査書は報告している(注18)。

結論

イタリア政府は、以下の状況の中で、これほど高額で財政的に持続可能でないプロジェクトに融資した大きな責任を分担すべきである。なぜならば；

- ・ダウレ・ペリパダムによる環境面、社会面での被害がすでに明白になっていた。
- ・サンタ・エレナ半島の先住民コミュニティで、大規模な人権侵害が起こっていた。
- ・マルセル・ラニアド水力発電事業の承認に際しては、明確な持続可能性計画も適切な費用対効果分析もなく、疑わしい状況で交渉が行われた。

イタリア政府はエクアドル国民が必要としている開発のためではなく、余計なタービンを売り込んだイタリア企業アンサルドの利益となるように公的開発資金を使用した。このタービン購入は、エクアドル政府と同国民に、更なる、かつ不必要なコストを負担させることになった。

以上の点から、私たちはこの債務が不当なものであると判断することができる。この取引のリスクをカバーするためにSACEがつけた保証による民間債務を、エクアドル市民に肩代わりさせるべきではなかった。

イタリア政府は、このプロジェクトおよびエクアドルへの貸付残高に関する情報をより広く公開すべきである。これは公正かつ早急な調査を要する事態であり、不正が発覚したいかなる債務も調査がなされるべきである。

エレナ・グレピッツァ
世界銀行改革キャンペーン (CRBM)
www.crbm.org

エクアドルのアクション・エコロヒカ並びに第三世界エコロジー研究所の情報提供に感謝します。

より詳細な情報ならびに現地のNGO:
- CDES, Acción Ecológica: www.accionecologica.org
- Instituto de Estudios Ecológicos de ITCER Mundo www.estudiosecologicas.org
- Jubileo 2000 Red Guayaquil www.latinadd.org/Jubileo_2000.html

注1: 現地NGOによる調査レポート "Sembando Desiertos. La Deuda Social y Ecológica general por el endeudamiento externo en el Proyecto de Proposito Multiple Jaime Rodos Aguilera", 2006, p.

30参照

注 2: 前掲レポート、p32

注 3: イタリア経済協力法は 1987年 2月 26日に採択された (No. 49“ Nuova disciplina della cooperazione dell’Italia con i paesi in via di sviluppo), 現在政府により見直しが行われている。

注 4: 前掲レポート、p40

注 5: この融資契約は、1996年 6月 26日、決議第 192号でエクアドル政府により承認された。

(Marco Albuja Martinez, Fundacion Lexis Investigacion Cuantitativa de la Deuda Externa Ecuatoriana 1979-2004, エクアドル)

注 6: 前掲調査レポート、p17

注 7: Interrogazione del Senatore Francesco Martone al Ministro degli Affari Esteri e al Ministero dell’Economia, 2002, par 3

注 8: erlassjahr.de Manual Illegitimate debts (Dussekorf 2003参照。債務の不当性を判定するのに、古典的定義を使う以外にも方法がある。他のアプローチとしては、国際法的な観点によるもの (Ius Cogens)と、民法の契約に関する規定を援用する方法がある。国際法のアプローチに関しては、Abrahams, Ch: A fresh look at the doctrine of illegitimate debts in: Campaign Financial Centre

Switzerland: Illegitimate debts. Indebtedness and human rights; Basel 2005参照。契約法の援用に関しては、Buchheit / Gulati / Thompson: The dilemma of odious debts, Duke Law School Legal Studies; research Paper No. 127; September 2006参照

注 9: 前掲レポート、p48

注 10: 前掲レポート、p48

注 11: 前掲レポート、p10

注 12: 前掲レポート、p10

注 13: エクアドルとペルーの間に平和協定 (Declaracion de Montevideo) が締結され、1995年 3月 27日に両国部隊は撤退した。その 8ヶ月後の 1995年 10月 31日エクアドル政府は財務大臣にメディアオクレディトとの融資交渉を行う権限を付与した。
http://www.avizora.com/publicaciones/historia_de_paises/textos/0029_historia_ecu 参照。

注 14: 1995年 10月 12日、副大統領アルベルト・ダヒク・ガルソッチは、エクアドル最高裁から予防拘束を宣告された後エクアドルを去り、コスタリカに政治亡命を求めた。

http://www.avizora.com/publicaciones/historia_de_paises/textos/0029_historia_ecuador.htm 参照

注 15: 前掲調査レポート p 28

注 16: 前掲調査レポート p 28, p 29

注 17: 前掲調査レポート p 35

注 18: 前掲調査レポート p 35

G7があえて触れないデキゴト ～ 米国の不当な債務請求

フィリピン、バターン原子力発電所プロジェクト

□ 米国があえて触れない
デキゴトとは？

バターン原子力発電所は、1965年から86年まで政権の座にあったフィリピンの元独裁者、フェルディナンド・マルコスが建設した原子力発電所である。同発電所はフィリピン、バターン州の断層地帯の上に建てられた。米国政府の輸出信用機関である米輸出入銀行 (EXM) は、このプロジェクトに総計9億ドルの融資と保証を提供した。

交渉が始まった1974年、米国企業ウェスティングハウス社は、2基分の原子炉建設価格としてフィリピン政府に5億ドルの入札価格を提示した。最終的に建設コストは23億ドルを超えた。ウェスティングハウス社は支払いを受けたが、この発電所はいまだに1ワットも発電することがない。断層の上で操業するのは危険すぎるからである。マルコス大統領は、自らが承認したこの発電

所に関して、ウェスティングハウス社から8,000万ドルのリポートを受け取ったと報じられている。フィリピン国民はこのプロジェクトから1ワットも電気を供給されていないのに、2018年までこのプロジェクトによる債務を払い続けなければならぬ。この章では、バターン原発に絡むEXMの貸付が「思むべき」かつ不当な性質を持つものであることをみていこう。この貸付は即時の公的調査を要求するに足る十分な理由がある。

□ バターン原子力発電所
(BNPP)とは？

BNPPはフィリピン史上最大の発電プロジェクトだった。エネルギー危機の嵐が吹き荒れた1970年代、フィリピンの独裁者フェルディナンド・マルコスは、フィリピンの電力供給に道を開くとしてプロジェクト立ち上げを命じた。マニラの北およそ100マイルにあるバターン

州モロンに600メガワット原子炉2基が建設されることになった。

□ どのような資金援助が
なされたのか？

1974年、米国企業ウェスティングハウス社は、フィリピン、バターン州に2基の原子力発電プラント建設を5億ドルで落札した。契約を勝ち取るのに、賄賂と独裁者マルコスのクローニー「取り巻き」であるエルミニオ・ディシニの助力が必要だった。契約締結直後、ウェスティングハウス社は建設コストをおよそ12億ドルに修正した。1979年、コストは19億ドルへと跳ね上がり、最終的に建設費用は23億ドルを超えることになった。

1975年、フィリピン政府は正式に米国輸出入銀行にBNPPへの支援を申し込んだが、その頃は丁度、国内で原発がますます不人気になり、原発産業は海外の市場を開拓しようとしている時期だった。1979年までには、スリー・マイル島の事故により米国原子力産業の危機はますます深刻になっていた。米国政府は、政府系輸出信用機関、輸出入銀行

(EXM)を通して一連の融資と保証を提供し、ウェスティングハウス社がフィリピンに原発を売り込む手助けをした。

1976年1月、EXMはBNPPに対して2億7,720万ドルのプロジェクト・ローンを承認したが、これはその当時としては最高額であった。EXMはさらに、このプロジェクトに対する民間投資を呼び込みやすくするため、3億6,720万ドルの債務保証をつけた。1979年にウェスティングハウス社がプロジェクト価格を引き上げた時、EXMは総額3億800万ドルに上るさらに2件の融資を保証した。合計すると、EXMがBNPPに提供した直接融資と保証額は9億ドルを超える。

□ 問題の契約で、フィリピンは
どれだけ債務を負っているか？

総コスト23億ドルのBNPPのために、毎年、巨額の債務が返済されたため、フィリピン経済は急速に干上がった。

1987年までに (主にマルコス体制下で) 10億ドルが返済された。1987年から89年の間には、さらに

4億6,000万ドルが返済された。この間、このプロジェクトのために毎日30万ドルから35万7,000万ドルが返済されていたことになる。1989年まではこのペースで返済が続いた。同年、フィリピン政府は債務の証券化政策を採用した。それによりBNPPの債務の一部も国有化され、その後、国債や有価証券という形に転換された。

2002年までに4,300万ドルのプロジェクト債務が返済された。そのうち、2,800万ドルはEXMに対する返済である。

2007年には、BNPP融資の中で証券化されていない最後の1,670万ドルが返済されることになっている。

フィリピンは国民の30%が貧困層にある。これらの金は貧困との闘いに使うこともできたはずなのだ。しかし実際は、全くフィリピン市民の利益にならなかったプロジェクトへの、腐敗し忌むべき正当性のない債務の返済に回されている。

なぜ、この債務を不当なものとみなすことができるのか？

古典的な「忌むべき債務」の定義では、債務の返済請求が不当で、それ故に強制力はないと言う為には以下の3つの基準を満たす必要がある。

- ・その貸付が受け取り国の国民の利益にならなかった。
 - ・国民はその債務契約に同意していなかった。
 - ・貸し手が上の2点を承知していたはずだ。
- 私たちは、米国EXMが作り上げたBNPPの債務が、「忌むべき債務」と見なされるための厳しい要件をも満たしていることを示していきたいと思う。

この貸付は誰の利益になったのか？

BNPPプロジェクトは全くフィリピン国民の利益にならなかった。プロジェクトの初めから、その安全性と実現可能性に関して深刻な疑問が呈されていた。この発電所はフィリピンの断層線に沿って建設されたため、地震に見舞われる危険性がある。また、この場所は活火山であるピナツポ山にも近い。もし操業し

ていれば、周辺のコミュニティに深刻な健康、安全、環境面での被害を引き起こしただろう。

このプロジェクト設計には、初めから様々な疑問が呈されていた。1979年3月に起こったペンシルバニア州スリー・マイル島での事故は、原発の安全性と将来性を世界的に再考させることになった。この事故の後、マルコス政権は発電所設計の安全性に関する調査委員会を発足させた。この委員会は、操業は危険であるという最終答申を出している。

米国原子力委員会で活動していた原子力技術者ロバート・ボラードは、198年3月フィリピンを訪問した際、マニラ・ロータリー・クラブで以下のように明言した。「パターン原子力計画は安全ではありません。信頼性が欠如しています。また、決して安いものとはならないでしょう。うまく行ったとしても、パターンの原子炉は、高いコストをかけてこの国のエネルギーの海外依存を増やすだけでしょう(ウランは輸入に頼らざるを得ないからです)。最悪の場合には、あなた方の国土の重要な地域を居住不可能とする大惨事にな

りかねません。」(Tanada, 5)

危険性を訴える声が激しさを増すにつれて、この発電所計画を大幅に変更するかあるいは中止しろとマルコス政権に迫る圧力が大きくなっていった。発電所は1985年に完成した。1986年にマルコス政権が倒れ、それからまもない1987年、新大統領コリー・アキノはこの発電所をお蔵入りにすることを決定した。結局この発電所はワットも発電することなく、従ってフィリピンの国民にはなんの利益ももたらさなかった。

国民の合意はあったのか？

フェルディナンド・マルコス大統領は、1965年から85年までこの国を治めた。英国BBC放送は、マルコスは少なくとも100億ドルの公金を着服したと報じている。彼は共産主義者を徹底的に弾圧し、多くの西側諸国から圧倒的な支持を受けた。1972年、マルコスは戒厳令を発し、議会を解散した。また、己の体制を支持しないすべてのメディアを閉鎖させた。

結局マルコス政権は1986年のフィリピンの「ピープル・パワー (民衆革命)」によって倒され、代わりにコリー・アキノが政権についた。フィリピンの国民がマルコス政権による統治を認めていなかったのは明らかである。マルコスは選挙で選ばれたわけでもなく、国民への責任も果たさなかったのみならず、腐敗していた。米国企業、GE社とウェスティングハウス社の2社がBNPPプロジェクトの主な応札企業だった。確実に契約を勝ち取るために、ウェスティングハウス社はマルコス大統領の取り巻きでゴルフ仲間のエルミニオ・ディシニの助力を求めた。ディシニのおかげで同社は契約を勝ち取った。

ウェスティングハウス社はディシニに1,730万ドルの手数料を払ったことを認めている。さらに、ニューヨーク・タイムズ紙が弁護士、銀行家、政府高官などに行ったインタビューから推計すると、マルコスはBNPPプロジェクトに関連して、賄賂とリベート総計8,000万ドルを受け取ったことになる。(Mendoza 46-47)

債権者は
知っていたのか？

米国政府がマルコス独裁政権の非民主的な性質を知っていたことについては疑問の余地がない。人権を重視したカーター政権ではマルコス政権を問題視する傾向もあったが、レーガン政権になると批判の声も弱まった。80年代初めには、人権侵害の重大な懸念があるにも関わらず米政権がマルコス政権を無条件に支持することを、多くの米国議員が疑問視した。にもかかわらず、マルコス政権下の20年間、国際金融機関は多額の貸付を同国に対して行った。

米国政府とEXMはマルコス政権の性質を承知していただけではなく、コストがウェスティング社による最初の見積り5億ドルを大幅に超過していることにも気付いていた。しかし、両者はどうしてプロジェクト費用がそんなにも膨れあがってしまったのか、調査する努力さえ払わなかった。

1975年当時、後にレーガン政権でCIA長官を務めたウィリアム・J・ケイシーがEXMの総裁であった。

1976年6月、ケイシーは何故プロ

ジェクトコストが当初の見積と比べてそれほど増えてしまったのか調べもせずに、フィリピンへの貸し付けを承認した。皮肉なことに、フィリピンへの原子力貸付を承認したのとまったく同じ日、彼はスペインの原子力発電計画への融資も承認している。その原発の建設費用は6億8,700万ドルとBNPPのほぼ半額であったが発電能力はBNPPより遙かに高かった。

ケイシーはこう述べている。「彼らウェスティングハウス社がどんなに高い料金を請求しても、フィリピンはそれを払わなければならない。……金を巻き上げられないよう自国を守るのはフィリピンがすることだ。我々が代わりにしてやることではない。」(Mendoza 69)

結論

フィリピンBNPPへEXMが融資した事例は、米国政府による不当かつ忌むべき債務返済請求に該当する。2007年、G8首脳が世界経済の発展状況を見定めるために会合を持った際、ジュピリーUSAは、フィリ

ピンBNPPプロジェクトの監査を行うよう米政権に要請した。

注:この稿は、フィリピンのサビテ・ラクソンとフリーダム・フロム・デット・コアリション(「債務からの自由」連合)の膨大な調査資料から、ジュピリーUSAが書き起こしたものである。

現地NGOと詳しい情報は:

- Freedom from Debt Coalition, Philippines
www.freedomfromdebtcoalition.org

出典:

- Lacson, Sabyte. The Story Thus Far: A Briefing Paper on the Bataan Nuclear Power Plant, Freedom from Debt Coalition - Philippines, 2006
- Mendoza, Amado Jr., ed. Debts of Dishonor. Vol. 1. Quezon City: Philippine Rural Reconstruction Movement 1991
- Tanada, Lorenzo. The Bataan Nuclear Power Plant: A Monument to Man's Folly, Pride, and Refusal to Admit Mistakes. 1983. Introduction and Tribute Professor Roland Simbulan. Metro Manila: International Affairs Program of the National Council of Churches of the Philippines (NCCP-IAP) and the Nuclear-Free Philippines Coalition, 1992

G7があえて触れないデキゴト ～フランスの不当な債務請求 石油取引での汚職と詐欺行為(コンゴ共和国)

初めに

フランスは「不都合な真実」を一杯隠し持っている。どんなに相手政府が犯罪的で腐敗していても、フランスは前植民地との関係を維持するため、あるいは、自国の輸出振興・民需物資であろうが軍需物資であろうがのために、多年にわたって貸付を続けてきた。例としてはモブツ支配下のザイル、大虐殺直前のルワンダ、ウーフェ・ボワニ支配下のコート・ジボワール、エヤデマ政権のトーゴがあげられる。中でも近年のフランスとコンゴ共和国の石油取引は特筆に値する。このケーススタディは少々やかましい融資制度について取り扱っている。フランス政府自体が貸し手となった訳ではないが、犯罪的な融資システム中で、共犯の役割を果たしているケースである。

フランス政府があえて触れないデキゴトとは？

1980年代以降、フランスの銀行と石油会社エルフ社は、フランス政府との共謀の下にコンゴ共和国での石油採掘事業に資金を出してきた。そこで使われたのは「先物融資(prefinancing)」というシステムで、将来石油を取得する権利と交換に産油国に融資を提供する、債権者に有利な融資システムである。しかもコンゴ共和国では、このシステムはエルフ社が石油資源を組織的に略奪し、コンゴの権力者たちとその取り巻きたちが懐を肥やすのに貢献しただけだった。彼らは1998-99年に何千人もの人々を虐殺したが、その武器購入資金もそこから出ていた。

問題となるのは一つ一つの融資案件よりむしろ、20年以上に渡って利用されているこのメカニズム自体である。1979年、デニス・サス・ンゲソは武力で政権を取り、それ以降コンゴの石油資源を好きなように浪費しまくった。1985年、石油価

格が急落すると共に石油収入も急減し、債務の返済ができなくなった(注1)これをきっかけにフランスとコンゴの「先物」融資契約が始まったのである。

・1980年半ば、サス・ンゲソ大統領はエルフ社に前借り話を持ちかけた。当時石油収入の17%だけが国家のために使われていたが、実際のところ、コンゴ政府はどれくらい石油が産出されているかさえ知らなかった。ジャーナリスト、ザビエ・ハレルによると、「これはエルフ社にとって本当に棚からぼた餅だった。同社は将来の石油収入を担保に返済を保証された…。1987年末…コンゴはGDPで世界一の重債務国になった。…1990年の段階で1994年までの石油収入がすでに抵当に入っていた。」(注2)

・債務返済のためにコンゴはさらに借金を重ねた。「1992年6月…、私自身がエルフ社の財務担当理事、ジャック・シゴレとの間に5,000万ドル相当の石油を担保とする融資契約に署名した。」と当時の財務大臣ジョルルク・マリカは認めている(注3)

・1993年、米国の競争相手オキシシー社(Oxy)が億5,000万ドルの前貸し契約をしたのを知ったエルフ社は、将来性が見込めるンコサ(Nkossa)油田に対し、さらに億8,000万ドルの「先物」融資契約を結んだ(注4)。エルフ社はフランスの銀行を説得して、さらに億5,000万ドル貸し出させた。コンゴの石油を巡って、激しい争奪戦が展開されつつあった。その間に、この先物融資による債務は1992年の2億ユーロ(2億5,800万ドル)から1996年には6億ユーロ(7億7,400万ドル)へと膨れあがった(注5)。

・1997年、エルフ社のジャック・シゴレ財務担当理事と同社のアフリカ代表アンドレ・タラロは、サス・ンゲソ大統領の政敵パスカル・リスバに武器購入を持ちかけ、ベルギーの武器商人ジャック・ムッシュューを介して6,100万ドルの武器が売却された。エルフ社はこの資金も前貸しした(訳注:1992-97年はパスカル・リスバが大統領の座に。1997年6月-10月当時のリスバ大統領とンゲソ前大統領との間で交戦が勃発した。ンゲソ側が勝利し大統領に返り咲いた)

いた。リスバ側は1997年6月から9月にかけて武器購入のために約10億フラン(億5,000万ユーロ)を支払ったとされている。1997年10月、サス・ンゲソが国内の政権争いに勝利した時、彼は「石油収入で・・・戦闘用ヘリコプターと爆弾が購入された証拠をつかんだ・・・。旧政権(注:リスバ政権)は、将来の石油収入、3,000億CFAフラン(4億5,000万ユーロ)を浪費した」と言明した(注6)。

・1998年、フランスの金融大手クレディ・アグリコルは武力で政権を奪い返したデニス・サス・ンゲソと更なる石油の「先物」融資契約を結んだ。サス・ンゲソは120万トンの石油と引き替えに6,000万ドルを得た(1バレル当たり約7ドル)(注7)。

・ザビエ・ハレル記者によると「1999年2月から2004年1月の間にコンゴ石油公社(Société nationale des pétroles congolais -SNPC)が初めはフランスの大手証券会社パリバ(現BNPパリバ)との間に交わした「先物」融資契約額は6億5,000万ドルに達する」(注8)。

・2004年、パリ国立銀行(BNP)はコ

ンゴ石油公社(SNPC)ならびにその仲介業者、例えばトラフィギュラ社(Trafigura)のような企業といくつかの「先物」融資契約を結んだ(注9)。これらの企業は、サス・ンゲソのクローニー(取り巻き)が牛耳る会社に、市場価格を6ドルから9ドル下回る価格で石油を販売していた。それぞれの取引から上がる利益は莫大なものだった。BNPも、は、おそらくこうした石油取引からかなりの利益を得ていただろう(注10)。

問題の契約で、コンゴ共和国はどれだけ債務を負っているか？

MFによると、最初に債務返済が滞り始めた1985年、コンゴ共和国は総計24億ドルの債務を抱えていた。この額はサス・ンゲソの下で、1992年までに50億ドルまでに膨れあがった。リスバ政権下では、コンゴの債務の増加は落ち着いていたが、1997年にサス・ンゲソが再び政権に付くと、その額は再びうなぎ登りに増えていった。2005年末の総債務額は92億ドル、国家予算の5倍だった。西側政府と国際金融機関がこの国の最も大きな債権者だ。

しかし、これらの債務のうち、どれくらいの割合が石油への「先物」融資によるものか割り出すのは非常に難しい。MFでさえコンゴの国家予算を明確にはつかんでいない。クリスチャン・ムンゼウやPublish What You Pay(いくら払うのか公表しろ)で知られるブリス・マコソのように、自分の国の石油収入について明らかにしようと努力している活動家は、サス・ンゲソ政権下で絶え間ない弾圧や人権侵害を受けている(注11)。

担保付き融資の詳細に関して入手することは更に難しい。なぜなら、これらの貸付は一般的な国家予算によるものではなく、報告義務もなく、時として返済期限は極端に短い。付け加えて、コンゴ債務が二次市場で売られると、実際の債権者を割り出すのはさらに難しくなる。そしてそこにケンジントンやFGヘミスフェアのようなバルチャー(ハゲタカ)ファンドの付け入る隙がある。バルチャーファンドは、返済の可能性の少ない債務を一時でも早く手放したい銀行からそれらを購入する。そして、その後何年もかけて、債務国にそれらの債務全額を支払わせようとする。

なぜ、この債務を不当なものとしなすことができるのか？

アレクサンダー・サックによる以下の三つの基準に照らし合わせると、これらの債務は「忌むべき債務」に当てはまると考える。

サックによると、
・債務国の国民の利益にならなかった
・借入れ契約に国民の合意がなかった
・債権者が以上の事実を知っていた場合、それらの債務は「忌むべき」ものであり、返済義務はない。

この貸し付けは誰の利益になったのか？

債務返済に追われて首が回らなくなったコンゴ共和国にとって、これらの「先物」融資契約は最後の頼みの綱だった。

コンゴ政府は、この不公正な契約を押しつけた石油企業より弱い立場にあった。石油の将来価格はコンゴ石油公社(SNPC)に「先物」融資をしたBNPパリバにより意図的に低く設定された(2003年から04年の

市場価格を6ドルから9ドル下回っていた。また、利率は暴利に近く、いくつかの短期融資の利子は年率で40%に達した。そして政府は産出されている石油の量やその品質には無頓着だった。エルフ社の前社長ロイク・ル・フロックプリジョンは「この件の裏には、全ての会計記録から記載を免れた幻の石油タンカーの存在がある」とまで証言している(注12)。

世銀は1990年-9年に「コンゴの石油採掘の経済効率は世界でも最低レベルに属する」と述べている(注13)。1995年9月巨額債務の重圧で「エルフ社が決めたルールの下でゲームを強制されるのが耐え難くなり」前財務大臣ジョンルク・マリカの弁、リスバとその取り巻きは、コンゴ政府が保有するエルフ社・コンゴ社の株の一部(25%)をエルフ社に2億5,000万フラン(4,000万ユーロ以下)の価格で売却した。これは当時の市場価格の4分の1から6分の1の価格であった。要約すると、石油を巡る貸付はコンゴの石油資源を奪い、エルフ社を富ませ、その負担をコンゴ国民に負わせることを制度化したものだ。

貸付を媒介とした石油資源の略奪は、単に「海外の石油企業による行為」ではすまない。腐敗したコンゴのエリート達も、同様に石油収入で私腹を肥やした。

1993年にコンゴ政府に貸し付けられた億5,000万ドルの融資は、学校建設や司法制度の近代化、経済の再活性化のために使われるはずだった。これらのプロジェクトはどれひとつ結実しなかった。首都ブラザビルと第2の都市ポワント・ノールをつなぐ道路の改修費用として何度となく資金提供がなされたが、実際には一度も工事は行われなかった。この件は事の有様を象徴的に表している。

MFの見積によると、1999年と2002年の間で「コンゴ政府の石油収入に関する見積りは実際より2億4,800万ドル低い」(注15)。バルチャーファンド、FGヘミスフェアによると、2003年から2005年、コンゴの当局者は約10億ドルを帳簿に記載するのを「忘れていた」(注16)。

コンゴの資源の略奪は(石油を担

保とする貸付もそこに含まれる)は、ごく少数の人々に莫大な富をもたらした。2005年、トタル・エルフ社は120億ドルの利益を計上している。1997年までにデニス・サス・ンゲソは、パリのホテルチェーンを含む、2億ユーロに上る私財をため込んだと言われている。

最近、国際メディアが、100人を越えるお供を引き連れてニューヨーク、パリ、ロンドンなどの豪華ホテル巡りをするサスの姿を捉えている。一方、コンゴの国民の大多数は悲惨な貧困の中で暮らしている。記録の上では2003年の国民一人当たりGDPは約1000ドルだが、コンゴ人の70%が1日1ドル以下で生活している。ほんの10年前までは、その数は人口のわずか30%だった。平均余命は約50歳、乳幼児死亡率は約10%に達する。将来の見通しも明るくない。石油はまだあふれ続けているが、それにはすでに抵当に入っている。

これらに加え、1997年夏と98年から99年に勃発した内戦は血で血を洗うものだった。すでに触れたように、1997年、エルフ社はパスカル・

リスバ政権に対する武器売却を仲介し、またその保証人になった。1998年12月、その直前にフランスから届けられた装甲車に乗った・サス・ンゲソの「コブラ部隊」が、「敵対的」と見られたブラザビル地域の子どもの含む老若男女を組織的に殺して回った。フランスのNGOシマド(Cimade)によると25,000人が殺された。反拷問キリスト教アクション国際連盟(The International Federation of Christians for Action Against Torture (FACAT))が「これはジェノサイド(集団虐殺)」だと指摘している。コンゴ・オーシャン鉄道に沿って、村々は組織的に破壊され、女性はレイプされ、逃げられなかった住民は殺された。50万人が森に逃げ込み、その多くが飢えで死んだ(注17)。このような状況下で、クレディ・アグリコルはフランス大統領の支持も得て、コンゴ政府との間に6,000万ドルに上る「先物」融資に合意した。1999年初め、パリはサスと3,000万ドルかそれ以上の融資契約に応じている(注18)。ある社会党議員に言わせると「コンゴ共和国では、全ての弾丸の代金はエルフ社が支払った」。

議員の質問への回答の中で述べている。「コンゴはあまりにフランスに近い……そして、エルフ社の金で購入された爆弾によって破壊されつつある。……共和国の選挙で選ばれた大統領として……私には国を守るために石油収入を使う権利があった。だがエルフ社はサス・ンゲソを選んだのだ。」(注20)

エルフ社の前社長ロイク・ル・フロックブリジョンは「毎月石油が売られる傍らで、コンゴ人は自分たちの金の一部が武器購入の代金としてエルフ社に流れていくのを見ている」という言葉で発言を締めくくっている。

国民の合意はあったのか？

サス・ンゲソは1970年に武力で政権をとり、92年まで権力の座にあった。1992年 国会は3,000名の死の責任が彼にあるとした。1992年、パスカル・リスバが選ばれて大統領となり、サス・ンゲソとの凄惨な内戦を経て、1997年にその座を追われるまで政権を執ったサス・ンゲソは政権を奪取するために最悪の残

虐行為に手を染めた。2002年 フランスの裁判所は彼が「人道に反する罪」を犯しており「独裁者」と呼べると断定した(注22) 2002年の選挙で彼は政権を維持したが、この選挙はみせかけだけのものであり、実態は何も変わらなかった。

これはつまり、コンゴの人々はサス・ンゲソが大統領の座にいた1992年以前そして1997年以降の貸付に関して、合意を与えていなかったことを意味する。しかし、リスバ政権下における融資合意も詳細に検討する必要がある。彼が交わした不明瞭な融資契約について、議会や国民が詳細を把握していたという保証はない。このことはエルフ社の財政担当ジャック・シゴレの発言からも裏付けられる。彼は「できるだけアフリカ側に事実を明確にしなような仕組みの元で、政府融資機関が全てを進めていった」と述べている。もし、契約上の双方の食い違いが法的に確認されれば、その契約の有効性に対して明確な疑義が生じることになる。

債権者は知っていたのか？

以上のようなコンゴの状況をエ

ルフ社とフランスの銀行が承知していたことは疑いの余地がない。実際、エルフ社はサスの方がリスバよりなびきやすいと考え、彼が政権に戻るのをある程度支援した。後ろ暗いところがあったが故に、1997年、エルフ社とアジブ社は1997年、石油資金の管理に関して監査を受けるのを拒否している。より最近では2003年に、BNPIは英国領バージン諸島にあるリクアラ(L koua la)SAという小さいダミー会社に、古い海上油田をトタル・エルフ社から買い取る費用として7,200万ドルを融資している。しかし、トタル・エルフ社はリクアラSAの経営に関与している。これもコンゴの石油が消えていく先を誤魔化すための新たな工夫に過ぎないのではないか。

この担保付き融資の件は、単に無効が宣言されるだけでは足りない。エルフ社とフランスの銀行がコンゴの富の略奪で果たした役割はあまりにあくどいものであり、刑事責任が問われるべきである。これは、組織犯罪に関わることを禁じる国連の国際組織犯罪防止条約に基づいて立証できるだろう(注24) 一方では米国のパルチャーファンド、ケ

ンジントンが、コンゴの歳入消失に荷担したとしてBNPを訴える手続きを進めている(注25)

政府の共謀

コンゴへの石油に絡む融資では、直接の債権者の枠組みをはるかに越える共謀が行われた。その頂点にあったのがフランス政府であり、また、一部の政治家もそれに荷担した。2004年4月、フランスで人道に対する罪を追及されていたコンゴの警察署長を釈放しようとしたンゲソ大統領を、シラク仏大統領が盲目的に支持するという具合だった。

更に言えば、エルフ社 現在はトタル社の一部)は単なる石油会社ではない。元社長のロイク・ル・フロックブリジョンによると、「エルフ社は石油を使ってアルジェリアやその他のアフリカの国々をフランスに服従させるために作られた会社である」(注26) つまり、エルフ社は「国家の出先機関」、産油国におけるフランスの諜報機関であり、フランスへの石油資源供給を確保する要だったのだ(注27) エルフ社はすべての公的機関を自由に動かすこと

ができた。1995年、フランスの開発援助機関 (現在の the Agence française de développement (AFD)) はエルフ・コンゴに 7,000 万ユーロ (9,100 万ドル) の融資をしている (注 28)。

そしてエルフ社の犯罪的な方針、すなわちサスへのあからさまな支持はフランス企業全般に利益をもたらした。1999年 1月、いまだブラザビルの路上で死体処理が行われていた頃から、コンゴとフランス企業、特にボロレ、ルジエ、ヴィヴェンディ、スエズ、PPRなどの間では友好的な連絡が再び取られ始めていた。フランスの政党も、選挙活動の費用調達の際にこのシステムの恩恵を受けた。「私はこのことを知っていた。そしてそれを見逃していた。」とル・フロックブリジョンは認めている。毎年、システムで得られた何百万ドルという金が選挙活動のために費やされたことだろう。

つまり、エルフ社はコンゴを自由に動かすために金で政治家の支持を取り付けてその力を使い、一方フランス政府はコンゴへの影響力を保ち続けるためにエルフ社を利用

してきた。言い換えると、アフリカにおいてエルフ社とフランスはほぼ一心同体であった。エルフ社に責任が生じるところでは、当然フランス政府にもその責任がある。

これらの貸付のほとんどが不当なものであることが疑われるが、それを立証するためだけではなく、フランス政府の責任を明確にするためにも、監査・審理は絶対に不可欠である。コンゴで起きた出来事は、単なる債務の「救済」だけでは、コンゴの人々が払わされた人的、社会的、エコロジック的、歴史的、そして財政的コストを決して償えないことを示している。これらの融資を悪用した「忌むべき」貸し手は刑法上の責任を問われるべきであり、コンゴの人々に損害賠償すべきである。もし、将来、「忌むべき」貸付を防止するための国際的合意が交わされるなら、無節操な銀行と企業が政府も関与した不当な行為において重大な役割を果たす場合があることを十分考慮に入れるべきである。このケースは、それを如実に示している。

ジャン・メルカエール
債務と開発プラットフォーム

飢えをなくし開発を進めるカトリック委員会 (フランス)

www.dette2000.org www.ccfcd.asso.fr

現地、ならびに国際組織とより詳しい情報:

-Survie: www.survie-france.org

-CADTM - France: www.cadtm.org

-Justice et Paix, Congo-Brazzaville?

Rencontre pour la paix et les droits de l'homme, Pointe Noire (Congo Brazzaville)

-Publish What You Pay: www.publishwhatyoupay.org

-Global Witness: www.globalwitness.org/

訳注: 以下、注における書名の和訳は大体の意味

注 1: Francois-Xavier Verschave, 'L'Envers de la dette - crimé lite économique et politique au Congo-Brazzaville et en Angola, Dossiers noirs d'Agir ici et Survie (債務の向こう側 - コンゴ共和国とアンゴラにおける政治・経済上の犯罪、'Agir ici' と 'Survie' のブラックファイル) (Agone 刊 2001) pp. 20-21

注 2: Xavier Harel, 'Afrique, pillage à huis clos - Comment une poignée d'initiales si phonnes le pétrole africain (アフリカ、密かなる略奪 - 一部組織メンバーによるアフリカの石油収奪) (Fayard 刊 2006, pp. 53-54)

注 3: Harel 前掲書 p57

注 4: 'La Lettre du Continent (大陸からの手紙) (1994年 1月 6日ならびに Verschave の前掲

書 p43

注 5: Harel 前掲書 p59

注 6: Verschave 前掲書 p59 参照。

注 7: Francois-Xavier Verschave, 'Noir silence - Qui arrêtera la Francophonie? (黒い沈黙 - 誰がフランス語圏アフリカを止めるのか?) (Les Arènes 刊, 2000, p. 59)

注 8: Xavier Harel 前掲書 p145

注 9: 石油企業は数々のスキャンダルを引き起こしていた。特に「オイル・フォア・フード」(イラクにおける国連プログラム) や 2006年 10月にアビジャン (コートジボワール) で死者まで出した汚染事件などが知られている。

注 10: Xavier Harel 前掲書 p148-50

注 11: 最も最近では 2007年 1月、これらの活動家は世界社会フォーラムに参加するためナイロビ (ケニア) に向けて出発しようとしているところをサス政権によって止められた。

注 12: Nicolas Lambert 著 'Elf, la pompe Afrique - Lecture d'un procès (エルフ社: アフリカのポンプ、訴訟記録を読み解く) (Tribord 刊 2005, p. 82) に引用されているエルフ社に対する訴訟における元社長ロイク・ル・フロックブリジョンの言葉。

注 13: 議会報告内でのマルシャル・コゼットの言葉 p. 228

注 14: Verschave 前掲書 'L'Envers de la dette', p. 46

注 15: コンゴに関する MIF 報告第 4 項, 2003年 6月

- 注 16: Xavier Hare 前掲書 p.152
- 注 17: Verschave 前掲書「Noir Silence」p.15-33
- 注 18: Verschave 前掲書「Noir Silence」p.59
- 注 19: Verschave 前掲書「Noir Silence」p.56
- 注 20: 下院総会 報告 NO 1859 p271-p282
- 注 21: ロイク・ル・フロックブリジョンの発言, Xavier Hare 前掲書 pp.49-50
- 注 22: デニス・サス・ソングソは 2000 年、「Noir Silence」の著者、フランソワ・ザビエ・ベルシャブ (Francois-Xavier Verschave, アソシエーション Survie 住存、サバイバルの代表) を、「国家元首への侮辱罪」で訴えた。2001 年、第一審では、法廷はサスの提訴自体がヨーロッパの人権規定に反するとしてサス敗訴。2002 年 7 月パリ高裁も基本的にベルシャブの主張を認めた。
- 注 23: Xavier Hare 前掲書 p.62
- 注 24: Xavier Hare 前掲書 p.62
- 注 25: Xavier Hare 前掲書 p.145
- 注 26: Nicolas Lamber 前掲書「E lf, la pompe A frique」p.81
- 注 27: Xavier Hare 前掲書 p.51
- 注 28: Verschave 前掲書「Noir Silence」p.61

G7があえて触れないデキゴト

～カナダの不当な債務請求

ヤシレタ水力発電プロジェクト:

いつまでも完成しないアルゼンチン・パラグアイの「忌むべき」プロジェクト

□ カナダ政府があえて触れないデキゴトとは？

ヤシレタダムはアルゼンチンとパラグアイ国境を流れるパラナ川沿いに作られているダムで、両国の軍事独裁政権によって 1973 年立案、1979 年着工された。このダムは世界で最も時間がかかっている未完成の水力発電プロジェクトで、国家ならびにその債権者たちに責任を果たす能力と汚職を押さえ込む力がいかに欠けているかを示す象徴となっている。何千人もの住民を追い出し貧困に追い込みながら、このダムは現在、当初予定の 60% しか発電していない。元々の予定総工費は 15 億ドルだが、最近の見積りでは総コストは当初予算の 10 倍、150 億ドルになるだろうと言われている。しかもこれは、このダムが完成したとすれば、の話である。

カナダ輸出開発公社 (EDC) は、米

国の多国籍企業ジェネラル・エレクトリック社の水力発電部門の子会社であるカナダ・ジェネラル・エレクトリックから水力発電タービンを 4 台購入する費用として、1987 年、アルゼンチンに 8,640 万カナダドル (7,290 万 US ドル) を融資した。この資金は「カナダ・アカウント」とよばれる、連邦内閣が管理する特別会計から出された。これは、「国家利益に資する」と目された事業に融資する際に利用される。ヤシレタは世界銀行と米州開発銀行からも総計 18 億 US ドルの融資を受け取ったが、その直後に当時の大統領カルロス・メネムは、ヤシレタダムが「汚職の記念碑」であり、「永遠の無駄遣いのショーケース」と公に認める発言をしている。

□ ヤシレタ・プロジェクトとは？

3,100 メガワットの発電能力を

目標とするヤシレタ・プロジェクトは、パラグアイとアルゼンチンの協力のもとに1973年誕生し、1979年以来、パラナ川上流でずっと工事が続けられている。1973年のヤシレタ協定に基づき、エンティダッド・ピナシオナル・ヤシレタ (EBY / 二国間電力事業体) が、設計・建設ならびに発電事業実施のために創設された。ダムは構造は幅45マイル、高さ42メートル。今までのところ、貯水量は目標とされる標高83メートルに届かず、76-78メートルのレベルに留まっている。これは移住者対策や環境対策がずさんで、ちゃんとした計測が行われなかったせいである。長さ250kmの貯水池は、表面積1650平方km。これは水力発電のダム湖としてはラテンアメリカ最大級であり、両国でムビヤ・ガラニ先住民を含む計75,000人もの人々を故郷から追い出した。計画では発電所は20のタービンを使い、19,000ギガワット近い発電能力を有する予定である。この電気は、主にアルゼンチンで利用される事になっている。このダムはまた、洪水制御、水上輸送の改善、灌漑施設の役割も果たす事になっている。

しかし、現実の見通しは暗い。このプロジェクトの前には技術面、財政面、社会面、そして環境面での問題が山積みである。貯水堰は1994年、環境や社会への影響緩和策が実施される前に閉じられ、パラナ川の中洲や島々に生息していたこの地域特有の動植物、熱帯林や農地は水没してしまった。魚類も被害を受け、イベラ湿地への貯水の滲出は、この地域の豊かな生態系を脅かしている。川をせき止めたことで、水はよどんで汚れ、また地下水も汚染されてしまったが、飲み水としてこれらを利用するしかない。現在、貯水池近辺では住血吸虫症が大流行している注1) 一方、これまで強制的に故郷の村を追い出された1万5,000から2万の人々は、きちんとした家や仕事、衛生設備もなく、困窮した生活を送っている。世界銀行でさえ、二度の調査の結果、この一大開発物語について「ヤシレタ・プロジェクトは環境・社会面において果たすべきであった重要な役目を達成するのに失敗し、影響を受けた人々の間の不和をますます増大させている」と認めている。

この間、資金不足と社会・環境面での難題を解決する能力が政府に

欠けていることから、貯水池は満杯にされたことはなく、ダム自体も、当初予定を下回る発電しかしていない。さらに、3つのタービンにひび割れが発見され、1998年に500万USDをかけて撤去された。ついで1999年5月には4つのタービンが故障し、二国間合弁会社EBYは、損害賠償を求めて製造業者を訴えた。このプロジェクトは毎年8-10%の電気消費量の伸び予測を根拠としていた。しかし実際の伸び率は2%で、初めてこのプロジェクトのタービンが稼働した1990年半ばには、アルゼンチンはすでに需要を上回る発電能力を有していた。

ヤシレタは、天井知らずに跳ね上がるコストと贈収賄の噂があふれた、無益な腐敗国家プロジェクトの最悪の例になっている。国際河川ネットワーク (RN) のラテンアメリカ・プログラムディレクター、グレン・スティックスが言うように、「このプロジェクトの第一の受益者は、何十億ドルもかすめ取ったアルゼンチンとパラグアイの軍事独裁者達」だ。何年もの間、ヤシレタはフォークランド紛争の資金源のダムとして知られてきた。RNは、ヤシレタを「腐敗、

非効率、お粗末な計画、人権と環境無視の各面で、今後のお手本となるケース」と呼び、「世界最悪のダムプロジェクトとして後世語り継がれるだろう」としている。

問題の契約で、アルゼンチンとパラグアイはどれだけ債務を負っているか？

コストと支出に関する明確で信頼できる会計報告が入手できないので、市民がヤシレタの正確な財政状況を把握するのは不可能である。しかし、EBYが1973年のヤシレタ協定のもとで事業実施体として設立され、その資金繰りに関してはアルゼンチンが担保を提供し融資を返済するなど、対外的に第一の責任者となることは明らかだ。パラグアイ政府は、ダムの完成後に、その分担分をアルゼンチンに返済する事になっている。自分たちの電力の持ち分をアルゼンチンに販売し、それを返済に充てる事になっているが、その価格は1kワット時30USDと事前に設定されている。しかし、この単価は、パラグアイに実際にかかるであろう発電コストからすれば、はるかに低い価格である注2)

推計では、すでにこのプロジェクトに130億USドルがつぎ込まれている。そして、社会環境面での影響緩和策や追加が必要となったインフラ設備の費用として、完成までには10-20億USドルを優に超える資金がさらに必要になるだろう、とされている。アルゼンチン政府の文書によると、90億USドルがアルゼンチン政府から、約18億USドルが世界銀行と米州開発銀行から融資という形で出されており、カナダのEDC、日米の輸出入銀行を含む他の金融機関が約10億ドルを負担している。アルゼンチンは、ヤシレタに起因するパラグアイの負債を利子込みで110億ドルと見積もっており、そのうち60億ドルに関しては、ダムで発電される電力を余分にもらうことと引き替えに「免除」してもらいと申し入れている。

この文書が出されるまでは、EDCも世界銀行も、融資額、返済受取額、貸付残高などの詳細を一切公表していなかった。

なぜ、この債務を不当なもの
とみなすことができるのか？

アレクサンダー・サックによると、

貸し付けが、国家の利益のために使われず、かつ国民の合意もなく、貸し手がそれを承知していた時には、その債務は国際公法の下で「忌むべき債務」と見なされる。

この貸付は誰の利益と
なったのか？

ヤシレタ・プロジェクトは、抑圧的な軍事独裁制の下で立案、準備、資金調達され、国民はそのプロジェクトに対し、賛成も反対も表明しようがなかった。ダムや貯水池になった場所に住んでいた人々の暮らしは前より明らかに悪くなった。環境コストも莫大なものであり、世界銀行と米州開発銀行の数々の調査資料にも記録されている(注3)。地元コミュニティ(主にパラグアイ側)が負う経済コストもかなりのものであるが、一方、アルゼンチンとパラグアイの両国民全体が負担する経済コストも、トータルで見れば利益を上回っている。新聞報道によると、世界銀行自身、監査報告書の中で「世界銀行は、度重なる重大な契約違反を受け入れ、不満足な財政・事業運営に全面的に妥協し続けた。」と述べているという。

上に赤字を作り出すプロジェクトでアルゼンチンとパラグアイの納税者を借金漬けにしてきた。

債権者は
知っていたのか？

2000年、前代未聞の裁定がアルゼンチンの法廷で下された(この訴訟は、「軍事政権が資金を借り入れ、それを腐敗した用途に浪費したのは間違いのない、それは議会法に違反する」と信じたあるジャーナリストが1982年に取り組み始めた)。裁判所は1976年から1983年の軍事独裁時代に蓄積された対外債務のかなりの部分が、正当性のない契約から発生していると非難した。そしてヤシレタ・プロジェクトもこの時期に開始されている。同期間中にアルゼンチンの債務は75億USドルから435億USドルに膨れあがっており、裁判所はこの時期の借入は同国の一般国民の利益にはならなかったと認めた。さらに、法廷は国際通貨基金(MF)のような金融機関はこの違反に気付いていた、と認定している。1990年、アルゼンチンの経済担当大臣がヤシレタのための2億5,000万ドルの新規の借り入れ契

見て見ぬ振りをしてきた代償はなんだろうか?」この発電所完成時の1キロワット時当たりの発電コストは、EBYが設定できる市場価格限度額の3倍以上になるだろう…。経済的、財政的損失が莫大になることは目に見えている。『どうやら世界銀行自身の監査人が「ヤシレタの累積損害額は現在価値で80億ドル近く」、技術的コストだけで当初見込みの4倍、運営費は7倍になると推計しているらしい(注4)』

世界銀行自身が、その事後評価報告書(Performance Audit Report)の中でヤシレタは「電力供給拡大の最も安価な方法とは言えず、この国の優先課題解決にほとんど役だっていない。」と明らかにしている(注5)。そしてこのレポートは、世界銀行はトラブルが拡大していくことを知っていた、と述べている。レポートによると、「世界銀行には、主要土木工事が中止不可能なまでに進展してしまう前に、このプロジェクトを中止させる契機が幾度となくあった」のである。世界銀行や他の金融機関はこのあからさまな事態に目を向けようとせずに貸付を継続し、収益以

約書にサインをしたその日に、当時の大統領だったメナムはヤシレタを「腐敗の金字塔」と述べている。ニューヨーク・タイムズによると、「メナム氏の発言は…署名の直前に伝えられ、世界銀行の担当者やアルゼンチンの代表を狼狽させたが、世界銀行が融資を再考するまでには至らなかった」(注7)。

一方、世界銀行の数多くの調査を見れば、融資を行った全ての金融機関もこのプロジェクトの天井知らずのコスト超過と汚職の蔓延に気付いたはずだ。融資実行の際には、世界銀行がコンサルタントや建設業者とのすべての契約を承認する必要があるのだが、世界銀行も他の債権者も、「息がつまりそうなほどどこにでもある (suffocatingly ubiquitous) 汚職のことを知らなかったと主張することはできないだろう (注8)」。独立した法廷による監査が行われれば、このプロジェクトから吸い上げられたと見られる数十億の金に関して、世界銀行が何を知っていたか、そして、世界銀行の担当官が「見て見ぬふり」や「熟考した上での放置」や「意識的な無視」の点で、どの程度有罪であったかが

はっきりするだろう (注9)。

民法 国内法 の政府機関に関する規定では、代理人 (この場合、アルゼンチン政府) は彼らが代表している本人 (アルゼンチン国民) に対し、受託者としての義務を負っている。もし、ある取引に関して、代理人 (政府) が本人 (国民) の利益を忠実に代弁していないと疑われる合理的な理由がある場合は、第三者 (この場合、貸し手) には調査をする義務がある。法学者ミツ、プッフハイト、トンブソンが一般論として説明しているように、本人 (国民) が「自分たちの名前で借り入れ、自分たちの (あるいは自分たちの後の世代) の税金から返済される金を政府の役人が盗み取っていることを知りつつ大目に見る」ことは、あり得ないだろう (注10)。それゆえ「体制が腐敗しているという評判が立った場合、貸し手には、その借入が単に代理人 (融資契約) に署名する政府の役人 だけではなく、本人 (国家・国民) の利益にもなっていることを確かめる責任が法律上生じるとみてよい」(注11)。「腐敗の悪名高い体制との取引には、実際のところ、かなりの費用がかかる。最低でも、高度の監視機能と調査にか

ける費用が必要になる」(注12)。

EBYのあからさまな汚職と非効率については広く取り沙汰されてきた。アルゼンチンの前大統領、メナムの発言にくわえ、このダムは米国上院外交委員会により多国間開発銀行プロジェクトにおける汚職調査の対象になった。リチャード・ルガール委員長は、ヤシレタの膨れあがった債務に懸念を表明し、この債務がプロジェクトの収支に影響を及ぼし、またアルゼンチン・パラグアイ両政府の重荷になる、と語った。「このプロジェクトを継続し、また同地域で他の新規プログラムを立案する前に、国際社会はどれほどヤシレタの経済状況が悪化しているかを知ることが重要だ」(注13)。

カナダ EDCの一番の目的は、時の政権に好意的なカナダ企業や後援団体に輸出補助金を出すことにある。過去60年間、EDCのような輸出信用機関は、経済的あるいは環境的に十分に見合うプロジェクトであるかどうかには関係なく、また独立のフィージビリティ・スタディ (経済的実現可能性調査) を実施せずに輸出プロジェクトに資金を提供し、悪

名を馳せてきた。カナダ・ジェネラル・エレクトリック社の財務副部長、ジェラルド・ロウがEDCに対する政府調査の中で述べているように、「輸出信用のおかげで大規模なインフラプロジェクトが可能になる」、そしてEDCの融資無しでは「(入札の) 最終リストに残れず、契約を勝ち取ることはできないだろう。」一般の民間金融機関からは、このようなプロジェクトへの融資を得るのは難しい、とロウ氏は指摘する。なぜなら、それらの営利金融機関は「国際ビジネスに従事しているカナダの顧客の利益より、株主の利益を優先するからだ。」そして「EDCの良き友人がいなければ、私たちは絶対に生き残れない」と付け加えている。カナダ政府がカナダ・アカウントの資金を使って、ヤシレタの契約が確実にカナダ・ジェネラル・エレクトリック社に行くようにした第一の目的は、国内の政治的配慮であり、決して、アルゼンチンやパラグアイ国民のための効率的なコスト削減でも、実現可能な投資でもなかった。

結論

ヤシレタ・ダムプロジェクトは、

国際公法においても、国内の民法においても、アレクサンダー・サックそしてミツ、ブッフハイト、トンプソンがそれぞれ述べている「忌むべき債務」と見なしうる条件を全て満たしている。債務国、債権国の政府機関や市民社会の代表(注14)は独立監査を請求すべきである。それによって、どこに資金が流れたかを確定し、盗まれた公共財を回復しなければならぬ。また、アルゼンチンとパラグアイの納税者に対しては、この不当な貸付の結果被った損失の賠償がなされるべきである。

パトリシア・アダムズ
プローブ・インターナショナル
www.probeinternational.org

このキャンペーンに取り組んでいるNGO:

- International Rivers Network: <http://www.irn.org/programs/yacyreta/>
- Sobrevivencia: <http://www.sobrevivencia.org.py/>

注1: ヤシレタ水力発電プロジェクト、米州開発銀行独立調査メカニズムによる評価委員会レポート、1997年9月15日

注2: 大統領選 訳注: 2008年4月に立候補している一人の神父が、この件の再交渉を選挙運

動のアピールポイントにしようとしている。

注3: 米州開発銀行と世界銀行は、1997年、2002年、2003年の計3回、このプロジェクトへのインスペクション・パネル調査を実施している。

注4: 「世界銀行のダムは「汚職の金字塔」」アビッド・アスラム、PSワシントン、1996年9月29日「アルビオン・モニター」収録
(www.monitor.net/monitor)

注5: 英国議会、国際開発選抜委員会、証言記録の付録1「英国企業ならびに英国が支援する国際金融機関が関わった最近の汚職のケース」2001年4月5日

以下も参照のこと:

<http://site.resources.worldbank.org/EXTNSPECTDNPANEL/Resources/>
<http://www.adb.org/cont/poli/yacyreta/yacying.htm>
<http://www.adb.org/cont/poli/investig/yacyreta03/notice27oct03.htm>

注6: 注5に同じ

注7: 「ダムに流れて、そのままドブに捨てられる? 何十億ドル」ニューヨークタイムス、1990年5月4日

注8: Guñati, G M itu、Buccheit, Lee C., Thompson, Robert B. (2006) 著「忌むべき債務のジレンマ (The Dilemma of Odious Debts)」Duke Law Journal 著者達はヤシレタには言及していないが、政府による汚職があまりにひどい場合は「米国の裁判所は、その

特定の取引が汚職に関係していないことの立証責任を原告の方に振り変える正当な理由がある」と述べている。

注9: Guñati, G M itu and Buccheit, Lee C. and Thompson, Robert B. (2006) 前掲書

注10: Guñati, G M itu and Buccheit, Lee C. and Thompson, Robert B. (2006) 前掲書

注11: Guñati, G M itu and Buccheit, Lee C. and Thompson, Robert B. (2006) 前掲書

注12: Guñati, G M itu and Buccheit, Lee C. and Thompson, Robert B. (2006) 前掲書 p 51

注13: 「米国上院パネルが世界銀行をチェック」Carol Giacomo (外交通信員、ロイター) 2004年4月28日

注14: <http://www.irn.org/programs/yacyreta/>, <http://www.sobrevivencia.org.py/>

G7があえて触れないデキゴト

～日本の不当な債務請求

スハルト時代の不当な債務:

アサハン・アルミニウム・プロジェクト

□ 初めに

スハルト独裁政権時代の1968年から1998年にかけて、インドネシアの日本に対する巨額の債務が蓄積された。2003年末時点で、インドネシアは日本に対して総額3兆4,754億円の債務を抱えており、インドネシアが抱える二国間債務全額の約70%に相当する。

その債務の多くは、日本政府が、現地の人々の利益になるかどうか疑わしいと判っていないながら、インドネシア国内に浸透している腐敗と弾圧に気づいていながら実施した借款の結果、生じたという意味で、「不当な債務」に該当する。1970年代に両国関係の象徴的なプロジェクトと言われたアサハン・アルミニウム・プロジェクトの場合、真の目的は日本の利益であって、インドネシア市民の利益ではない。他のインドネシアに対する円借款事業とならんで、

日本政府がその債務返済を要求してきたことの正当性について、公正な公開調査を早急に行うことが必要である。

□ 日本政府があえて触れないデキゴトとは

1975年7月7日、インドネシア・日本両政府は、インドネシア北スマトラ州に水力発電所2か所とアルミ精錬工場1か所を建設するアサハン・アルミ基本計画に合意した。この契約は、スハルト・インドネシア大統領の東京訪問中に交わされた。そのわずか2、3日前、当時の三木政権は総費用の85%を「例外的措置として」融資することを決定していた。スハルト将軍はこのプロジェクトを「日本とインドネシアの友情を表す不滅のモニュメント」と称揚した。このプロジェクトのための円借款はOECF(海外経済協力基金、現国際協力銀行)を通じて供与された(注1)。

1977年から1983年にかけて、総額52億3100万円のアサハン水力発電所・アルミニウム工場プロジェクトへの融資が承認された。エンジニアリング業務も含まれており、平均年利3～3.5%であった(注2)。

□ アサハン・アルミニウム・プロジェクト

日本のODA(政府開発援助)によって融資された2つの水力発電所は、トバ湖から流れるアサハン川を利用し、時間に60万4,000キロワットを発電する。その電気はメダンの南東95マイルにあるクアラタンジュンのアルミ精錬工場に送られる。プロジェクトの目的は、日本企業へのアルミニウム供給を確保することであった。精錬場で生産されるアルミ地金はすべて日本に輸出されることになっていた。アルミ精錬工場は1982年に竣工し、スハルト大統領出席のもとに盛大なオープニングセレモニーが執り行われた。この精錬工場は、インドネシアの千ルピア札の絵柄にも採用された。

二国間合意が正式に成立する前の、

日本アルミ業界のロビー活動は激しかった。5大アルミニウム企業:住友化学、日本軽金属株式会社、昭和電工、三菱化学、三井アルミはコンソーシアムを結成し、1974年1月、当時の田中首相がジャカルタを訪問した際にインドネシア政府との間で基本的な合意を形成していた(注3)。このときの田中首相の訪問は、インドネシアの学生達による強い反日デモの洗礼を受けた。1965年のクーデタにより政権の座につき、軍事力を背景に圧制をしいていたスハルト政権と密接に協力しながら工業製品の輸出と投資を浴びせ、インドネシアの産品を輸入する日本に学生たちは強い怒りを表明したのだった。

なぜ日本企業と日本政府は、それほどまで強力にプロジェクトを押し進めようとしたのだろうか？

第1の理由として、日本のアルミ産業が原材料のボーキサイトを外国に頼っていることがあげられる。インドネシアは日本のボーキサイト輸入量の5分の1をまかなっていた。第2の理由は、アルミニウムは「電気の缶詰」と言われるほど製錬には電力を必要とすることである。アルミ

地金の生産コストの40%近くが電気代で占められる。1975年の石油危機以降、日本の電力会社は国内の産業用電力料金として、8円/KWH(キロワット時)を課していた。しかし、インドネシアのプロジェクトでは、電気料金がわずか15円/KWHだった。その安価な電気供給が、日本のアルミ産業の国際競争力を強化させることになるのであり、日本がインドネシアのプロジェクトへの投資を決定した最大の要因の一つであった。

プロジェクトに関連する総費用は、当初の予定をはるかに大きく上回った。精錬工場完成直後には国際アルミ価格が下落し、日インドネシア合併のアルミ精錬会社であるインドネシア・アサハン・アルミニウム社は予定通りの収益を上げることができなかった。OECFは上記の円借款とは別に同社への出資会社である日本アサハンアルミニウム株式会社へ1975年の第一回投資以降、数回に渡り、追加投資を行い、その出資総額は合計で499億9250万円にも達している。

アルミニウム産業は汚染を引き

起こす。ボーキサイトからアルミニウムを作り出すアルミナ加工の工程では氷晶石が添加され、その過程で人体や植物にとって猛毒のフッ素ガスが発生する。1970年代、環境汚染が日本で大きな社会問題となった時には、クアラタンジュンのアルミニウム精錬工場が日本国民の批判を都合良くかわすのに利用された。つまり、環境汚染は日本国内ではなく、どこか別の場所で起きている問題だとされたのである。

なぜこの債務を
不当なものと思わせるのか

この債務の支払い請求には正当性がない。

なぜなら:

- ・この融資は融資受入国であるインドネシア国民に利益をもたらすものではなかった。
- ・当時のスハルト体制の下では受入れ国の人々による融資への同意は得られていない。
- ・融資側である日本政府はこのプロジェクトを何よりも自国のアルミ産業の利益のために推進していたのであり、かつスハルト政権の非民主的性格を知りえなかったはずは

なく、むしろそのことを利用したと考えられる。

この融資は
誰の利益になったのか?

このプロジェクトは、安価なアルミ地金の安定供給を必要とする日本のアルミ業界の利益になるよう計画された。この円借款はインドネシア政府ではなく、日本企業のために行われたものと言えよう。この事業が「国家プロジェクト」と称される時、それは日本の国家利益に適うプロジェクト、さらには日本のアルミ関連企業の利益となるプロジェクトという意味である。基本合意内容がそのことをはっきりと示している。

契約の内容は
どのようなものだったのか?

1. 精錬施設と発電所は30年間使用した後、インドネシアに所有権が移ることになっていた。現在、移行する時期は2013年に修正されている。
2. アサハン水力発電所で作られる電気の80%が精錬工場に供給されることになっている。そしてインドネシア・アサハン・アルミニウム社

が支払う電気料金は原価のみである。3. アルミ精錬会社のインドネシア・アサハン・アルミニウム社は、アルミ地金の価格および輸出先を自由に決定することができるが、国内市場には生産高の3分の1までしか供給してはならないと規定され、かつ製品にはいかなる輸出税も課されない。

国民の同意は
あったのか?

推進者達は、この事業の最大の恩恵の一つは雇用の創設だと明言していた。クアラタンジュンは、精錬所の建設の前はたった300世帯の小さな漁村だった。建設予定地に住む約100世帯が移住を強いられた。建設作業には2万人から3万人の労働力が、また精錬所の操業には2千人の労働者が必要とされた。その労働力は、激しい民族紛争を引き起こした、スハルト政権の悪名高い移住プログラム(訳注:人口密度の高いジャワ島の人々を他の島に移住させるプロジェクト)を通して供給された。つまり、クアラタンジュンの地元住人も、先祖代々住み慣れた土地から見知らぬ土地に強制移住さ

せられた人々も、どちらもその雇用創設による恩恵は受けなかったのだ。

1974年1月、当時の田中角栄首相がジャカルタを訪問した際に行われた抗議デモは、8人の死亡者と、800人以上の逮捕者を出して終わった。それはこの国の人々の日本の投資に対する怒りをはっきりと表している。多くの人々が、この経済協力は抑圧的なスハルト政権の一層の強化をうながすと考えていた。

債権者は 知っていたのか？

双方が共謀して汚職を深めた。1997年にリークされた「インドネシアの汚職に関する世界銀行の覚書」には、「総計でインドネシア開発予算の20～30%以上が、非公式な支払い方法を通して、インドネシア政府官僚や政治家に流れたと我々は見積もっている」と記されている。さらには、「プロジェクト用地取得や再定住支援のための予算の50～80%が横領されたという報告が多数上がっている。その方法は、実際の支払い額よりも高く支払ったように書類を改ざんする、「仲介人」を

利用して土地を低価格で買い取り、値をつり上げてインドネシア政府に売る、などである。地方政府が中央機関のプロジェクト用地取得作業を請け負うのは、費用を横領する可能性があるという、ただそのためだけである。」と述べている。この世銀資料からもわかるように、債権者は当時スハルト政権下のインドネシアに浸透している汚職の本質や規模を認識していた。

アサハン・アルミニウム・プロジェクトも例外ではない。国際協力銀行の元幹部が日本アサハンアルミニウムの社長に任命されるという事実が、そのことを明確に示している。同社はその後、利子支払いを免除され、返済に関しても猶予期間を認められた。さらに、この企業に対する追加融資が、非常に緩やかな条件で用意された。

円高が一方的な負担増を 引き起こす

アサハン・プロジェクトが開始された1977年、為替レートは1米ドル268.32円だった。しかし1986年以降、円が急騰し、返済が開始された

1988年には1米ドル128.2円になっていた。インドネシア・ルピアは米ドルと連動していたため、インドネシアの債務負担はほぼ2倍となった。このプロジェクトだけでなく、80年代半ば以前に供与された円借款全てにおいて、同様のことが起きた。しかし、このプロジェクトに対する貸付ははるかに巨額であり、それだけ一層大きな困難が生じている。米ドル・日本円の為替レートの変動は借り手の国の制御の及ばぬ話である。にもかかわらず、それによって生み出される負担は、借り手国のみが背負わせられる。そしてそれこそが、インドネシアが身動きできない債務負担状況から抜け出すことを阻む最大の障害となっている。

結論

この債務には、経済的・社会的・環境的見地から、非常に疑問点が多い。日本政府もまた、スハルト政権の本質を知らずにプロジェクトを進め、インドネシア輸出業者の利益のためにこのプロジェクトを積極的に支援したのだ、と主張することはできない。日本政府はこのプロジェクトならびにスハルト政権下で実施された円借

款事業の失敗について、ただちに独立した公的調査を開始し、その結果に基づいて行動すべきである。

北沢洋子、井上礼子
アジア太平洋資料センター
<http://www.parc-jp.org/>

現地NGO

- InternationalNGO Forum on Indonesia's Development (NFID)
: www.infid.org
- Indonesian Forum for the Environment (Wahli): <http://www.wahli.or.id/eng>
- Indonesia Corruption Watch: <http://www.antikorupsi.org/eng/>

注1: 現在はJBIC(日本国際協力銀行)の海外経済協力業務が担当(訳注: 2007年2月現在)

注2 出典 JBIC <http://www.jbic.go.jp/english/oec/project/index.php>

注3 1972年の結成当初、コンソーシアムには2つの米国企業が参加していたが、2つの水力発電所が計画に含まれた段階で採算が取れないと考えて撤退した。

G7があえて触れないデキゴト ～ 英国の不当な債務請求 エワソ・ンギロ水力発電プロジェクト(ケニア)

初めに

債務帳消しは英国政府、そして英国国民にとって、近年、重要課題となっている。しかし、一部の貧困国が厳しい条件をクリアし、債務の帳消しを受け始めている一方で、多くの国々がまだ債務に苦しんでいる。そうした債務の多くは、債権者こそが責任を負うべきものである。つまりそれらの債務は過去の無謀な、あるいは無責任な貸付の結果生じたものなのだ。貸し手が次のようなことを知りつつ行った融資の結果生じた債務を「返済」するよう、貧しい国に要求するのは明らかに正義に反している。

- ・借り手国の政権が腐敗した、あるいは抑圧的な体制である。
- ・おもに豊かな国のビジネスに利益を与えることを目的とした、ずさんな計画に基づいた、あるいは高額な費用設定されたプロジェクトである。
- ・条件が不公正である。

つまり、債務が正当なものであると判断する前に、その債務がどこから発生し、どのように蓄積されたのかという経緯を振り返る必要がある。ここではケニアが英国に対して負う債務に焦点を当てて、その債務の正当性を決定するためには契約に関連する諸々の出来事に対する適切な調査、または監査が必要であることを示していく。このことは、他の巨額債務にも当てはまるだろう。

英国政府があえて触れないデキゴトとは？

英国は現在、最低でも30億ポンド(58億ドル/45億ユーロ)の債権を、低所得および低中所得の国々に対して保有している。その国々は、平均所得が英国の10分の1を下回っている。そうした債務の中には、更に詳しい調査が必要なものがある。例えば、インドネシアの英国に対する債務は、大部分がスハルト独裁体制

下で積みあがったものであり、7億ポンド(13億ドル/10億ユーロ)を超える。英国政府はスハルト政権時代、インドネシアへの多額の武器売却を承認していたが、その時期には、インドネシア国軍による国民への非道極まりない暴行が頻発していた。今日のインドネシア国民が、自分たちに向けて使用された武器の供給資金を、自分たちが負担して英国に返済している。そのことの是非を問う必要がある(ドイツの事例を参照)

過去の汚職事件において、貸し手の共謀がなかったかという点もまた、重要である。最近、英国の重大不正捜査局(Serbus Fraud Office)が、サウジアラビアとの巨額の武器取引をめぐる、ブリティッシュ・エアロスペース社の汚職疑惑の調査中止を決定した。このことは、英国企業にビジネスが提供されるかぎり、英国政府は贈収賄や不正行為を喜んで見逃すことを示唆している。この種の自己満足は、英国企業の決算表にとっては好都合かもしれないが、貧しい国の人々に悲惨な影響を及ぼしかねない。

腐敗した政権あるいは政権内の個

人に対する貸付や契約の多くは、最終的に債務返済と契約履行という重荷を「債務国」の人びとに背負わせる。その時にはすでに、本来責任を負うべき人びとが権力から離れて長い時間が経過してしまっている。しかも、貸付を受けたプロジェクトは、きちんとした事前評価がなされているとは言い難いものばかりだ。

たとえ借り手国の政権が腐敗していない、あるいは抑圧的でない場合でも、借り手より貸し手の方がはるかに大きな利益を受ける契約がある。融資の押し付け 豊かな国の企業のビジネスを増やし、貧しい国の依存を助長するような は、どこでも行われていた。ジョセフ・スティグリッツ教授が最近の著書” Making Globalization Work” 訳注:邦題「世界に格差をバラ撒いたグローバリズムを正す」(徳間書店)で述べているように、「貸し手が融資を受けるよう促がすのは、それが利益になるからである。発展途上国は借りすぎを強制されることすらある」。同書では、多くの債権者から返済能力以上に借入を勧められる国として、ベトナムの例を挙げている。さらに言えば、貸付条件そのもの

例えば、大幅な通貨切り下げが行われた場合も外貨での支払いを要求するなどの条件が、借り手の国々を返済不可能な状況に陥らせている（日本の事例を参照）

英国政府は、豊かな国々が腐敗政権や独裁政権に資金提供していたことを認めている。1998年、すでに英国議会の国際開発委員会が「重債務貧困国の持続不可能な債務は、一部には二国間・多国間の債権者たちが押し進めた無責任な貸付の結果である」と記している。また2006年2月には、英国国際開発大臣が、過去において「援助は貧困削減のためでなく、冷戦下における支持を獲得するために利用された。それによって独裁者や腐敗政権を喜ばせることは、よくあることだった。例えばその期間、ザイールの独裁者モブツは莫大な額の援助を受け取った。」と述べている。巨額その援助は借款という形で供与され、それ以来、独裁政権後の新政府の債務返済義務となっている。英国政府は現在、不正行為に反対し貧困にあえぐ国々の権利と発展を支援したい、と声明している。この言葉に信頼を与え、言動を一致させるためには、英国政府は現在の支援体制を整えるだけでなく、途上国が背

負っている債務の内訳も調べる必要がある。無責任な、あるいは政治的動機による過去の融資の結果残っている債務は全て、借り手ではなく貸し手の責任によるものであり、帳消しされるべきである。

ここからは、ケニアのエワソ・ンギロ・ダム的事例を具体的に検証し、このプロジェクトで英国がとった無責任な行為と、その過ちのつけを現在のケニアの人たちに払わせることはできないことを示していく。

なぜこの債務には正当性がないのか？ エワソ・ンギロでなにが起こったか

1990年、英国政府は輸出信用保証局 (ECGD) (訳注:貿易産業省の貿易保険担当部局) を通して、エワソ・ンギロ水力発電計画にかかる民間金融機関の対ケニア政府の融資を保証した。その融資は、英国企業ナイト・ピーソール社 (Knight Piesold) が請け負ったコンサルタント業務の契約金を捻出するためのものだった。ナイト・ピーソール社は、鉱山・環境保全・水力発電・水資源・道路・建築の各分野でコンサルタントと技術サー

ビスを提供する会社である。

ナイト・ピーソール社との契約はケニアにとって価値のあるものだったのか、あるいはケニアにとって負担可能なものであったのか、大いに疑問である。同社のコンサルタント業務に対する契約金は3810万ポンド (7480万ドル / 5750万ユーロ) 世界銀行によると「同様の業務に通常支払われる価格の5倍」である。このうち少なくとも1530万ポンド (3000万ドル / 2310万ユーロ) がケニア政府から同社に前金で支払われている。なぜこのような明らかな高値で契約が行われたのか定かではない。おそらく、英国側が融資を実行したかったこともひとつの要因だろう。

「商業信用は、豊かな国が支払い不能になった国々を喰い物にする手段である。それによって、豊かな国は自国製品の大量輸出を続け、発展途上国はそれに対して妥当な価格の何倍もを払っている。」(カトリック経済正義ネットワーク、ケニア)

債権者は知っているのか？

この種のプロジェクト支援には、

慎重になるべき根拠があった。それより4年前、英国は同様の契約を保証している。同じくナイト・ピーソール社によるケニアの別の水力発電計画、トゥルクェル渓谷ダムと水力発電所建設である。建設工事の主契約部分はスイスの会社が受注したが、受注額は査定官が「経済的に実現可能」とする額よりもはるかに高値であった。欧州委員会代表は、トゥルクェルプロジェクトを「かなりの損害を生じさせるもの」と述べ、環境への影響についても深刻な懸念を表明した。同発電所は、予定をはるかに越える資金を費やしたあげく、計画を大幅に下回る電力しか発電していない。建設契約とプロジェクト運営に関しては、いくつもの重大な不正行為の疑惑が浮上した。そうした疑惑はかなり深刻なものであり、複数のドナー国がケニアへの援助停止措置を課すほどだった。

さらに、エワソ・ンギロ・プロジェクトのリーダー企業であるケニア電力公社もまた、汚職で告発されていた。同公社とそのプロジェクト・パートナー、エワソ・ンギロ南部開発局は、ケニア企業会計検査院から、どちらも適切な会計記録がなく、適

正な予算を組んでいない、とずっと批判されていた。当時のエネルギー大臣ニコラス・ピヴォットは汚職を追及されており、外務大臣ロバート・オウコ殺害の第一容疑者でもあった(オウコ大臣はケニア政府高官の汚職調査中に殺された)。環境に及ぼす影響とプロジェクトの持続性にも疑問があった。1999年9月、イースタン・アフリカン紙のオツィエノ・ナムワヤ記者は「西側のドナー国は1980年代に、ケニアの電力セクターへの資金提供を凍結した。予定を何年過ぎて也未完成であるにとどまらず、利益を上げない運命を負ったリフト・バレーのトゥルクエル渓谷水力発電所建設に抗議したものである。」と報道している。

そういったこと全てにかかわらず、英国政府は輸出信用機関・ECGDを通して、エワソ・ンギロ水力発電プロジェクトに参加したナイト・ピーソール社への保証を決定した。結局、ケニアは融資の返済を続けることができなかった。英国政府は、契約によって同社が被った損害全額を補填するために、800万ポンド(1570万ドル/1200万ユーロ)以上を支払っている。2002年までに、英国政府はケニアから574万ポンド(1,120万ドル/860万ユーロ)

の返済を受け取り、さらに残りの238万ポンド(460万ドル/360万ユーロ)の返済を要求している。

□ この貸付は
誰の利益になったのか？

エワソ・ンギロ・ダムは稼働しているが、環境や社会への負の影響に関する懸念はますます高まっている。地元のマサイ族の人々は土地を失うことを心配している。また彼らは、補償が十分でない、共同体による土地所有の現実を反映していない、と主張している。同水力発電計画について、マサイの人々への説明・相談はほとんどされなかった。地上に巢作りをして繁殖するフラミンゴや、タンザニア・セレンゲティ国立公園の主な水源であるマサウラ沼沢地からの水流の変化など、環境に対する悪影響の懸念もますます大きくなっている。涸れることの無かった川が涸れるようになり、下流域で牧畜を行っている牧民や家畜たちの生命を脅かしている。

□ 国民の同意は
あったのか？

さらに、この債務は本来、ケニア

のほとんどの債務と同様、腐敗し抑圧的だったダニエル・アラップ・モイ政権下で作られた。彼の政権前年、ケニアの対外債務は17億ドルにすぎなかった。ところが彼の政権末期の2002年、その額は60億ドルを越えていた。モイ政権へのこの多額の経済支援は、彼がその地位を温存し、24年間も政権の座に居続ける一助となった。この時期、モイとその取り巻きは、ケニアを自分たちの私的収入源として扱い、自由に堂々と横領を働いていたとも言われる。国際金融機関や政府の公的債権者たちは、世界中に腐敗していることが知れ渡っている政権にせつせと金を注ぎ込んだ。その財政支援を通して、債権者はその体制支持に共謀したのだ。

特に以下のことを考慮した場合、1990年に同プロジェクト契約を英国政府が保証したことは責任ある行動だったのか、大いに疑問である。
・なぜ英国政府は、世界銀行が法外と考えるような価格の業務契約を保証したのか？
なぜケニアにこの金額が返済できると考えたのか？
・類似プロジェクトで同様の問題が生じ、(英国以外の)ドナー国が対ケ

ニア援助を拒否しているまさにその時、なぜ英国政府はこのプロジェクトの保証に同意したのか？
英国政府には、このプロジェクトは同様の問題を起こさないというどんな確証があったのか？

・当時の英国政府の動機は、実はこのプロジェクトがケニアにとって持続可能でケニアの人たちの利益になるということではなく、英国企業の海外事業を援助したいという願いではなかったのか？

ケニアでは今も汚職が健在である。だからこそ、英国は現在、ケニア政府に対して一般的な財政支援は行わず、健康・教育・その他の開発プロジェクトへの直接支援のみ行っている。1990年、当時のダニエル・アラップ・モイの非民主的政府は、現政権よりずっとあからさまに横領・贈収賄・詐欺に関与していた。もし英国政府が、現ケニア政府に対する資金援助を無責任だと考えるならば、前体制への融資、あるいはそのような政権と高額で仕事を行うコンサルタントへの資金提供を、なぜ引き受けることができたのだろうか？
そのような取引の代価は、現在のケニア人が支払うべきものなのだろう。

うか？ ケニア債務救済ネットワークのワフ・カーラは「NGOは、過去のケニア政権への無責任な貸付が累積債務の主な原因であることを主張する。援助国はこのような事態への責任を果たし、債務を帳消しにすべきである。」と述べている。

キャロライン・ピアース、
トリーシャ・ロジャース
ジュビリー・デット・キャンペーンUK
www.jubileedebtcampaign.org.uk

現地NGOとさらに詳しい情報

- Kenya Debt Relief Network (KENDREN): Mbaruk Road / Mucai Drive; PO Box 76406 Nairobi; kendren@ecnewsafrica.org
- Catholic Economic Justice Network, Kenya (CEJN): 49 Gitanga Road, PO Box 21191, 00505 Nairobi; +254 20 3878008
- The Corner House, UK: www.thecornerhouse.org.uk
- See also: Dr. S. Hawley, Turning a Blind Eye - corruption and the ECGD, Cornerhouse, 2003 Skeletons in the Cupboard

G7があえて触れないデキゴト 結論と提言

これまで紹介してきた数々のケーススタディは、債権者の債務返済要求の正当性に、深刻な疑問を投げかけています。これらのケースは、債務と腐敗が決して一方の側だけの問題ではないことをはっきりと示しています。私達が行った各国の調査事例は全て、公的な債務監査による更なる調査を行う必要があり、各ケースで起きた事実を確定し、「忌むべき」、あるいは不当だと判った債務を帳消しにしなければなりません。

もしG8首脳が汚職との闘いに本当に真剣であるのなら、まず自身の行いを正さなくてはなりません。債権国政府が、途上国政府にグッドガバナンスと透明性を説きながら、同時に、適切に使用されないわかっている資金を、腐敗しきった政府や個人に貸し付けるなどということは、到底受け入れられるものではありません。

ノルウェー政府が最近、開発プロジェクト失敗の「責任を分かち合う」と認めた上で、5カ国が保有する8千万ドルの不当な債務を帳消ししました。この事実は、どんな解決方法が可能かを教えてくれます。以上の流れから、このレポートでは以下を提言します：

・G7はこのレポートで取り上げた各ケースに関して、公的で公平な監査を行うこと。調査には債務国を全面的に参加させ、その過程と結果は公開すること。「忌むべき」あるいは不当とされた債務は帳消しにすること。

・G7は、途上国に対する他の債権に関しても公的な監査を支援することで、国際的なリーダーシップを示すこと。監査は早急に実施し、各債務の真相を確認して、全ての疑わしい債務はどの債務国も公平かつ平等に帳消しにされることが必要です。また、これらのプロセスには、債権

国と債務国双方の市民と議員の全面的な参加があるべきです。

・貸し手はあらゆる責任を取らずにすむという慣行が、無責任な貸付 (モラルハザード) を助長するため、このような慣行は止めること。独立した国である借り手が、融資契約の全リスクを引き受けるなどということとは、到底受け入れることはできません。どんな取引にも2つの当事者がいるのであり、債権者の共同責任とリスク分担の原則が、今後の政府間融資契約に明記される必要があります。それは腐敗との闘いにおける、理に適った第一歩です。

・将来的に、G7は債務の正当性を評価する、公正で独立したシステム構築をサポートすること。そのシステムの下では、中立的な決定機関により、どの債務が無効で、どの債務が返済されるべきかの決定が下されることとなります。

・G7と全ての債権国は、早急に自国の輸出信用機関の業務を変革すること。それらの機関の目的は、補助金を出して、豊かな国の海外輸出を積極的に推進することです。そうす

る代わりに、これらの機関は不当な債務が累積するのを助長してきました。もっと高い透明性と強いアカウンタビリティを必要としており、プロジェクト失敗による損失は、輸出業者の保険によって補填されるべきです。途上国政府に支払わせるべきではありません。

・国連の腐敗防止条約を批准していない国は、直ちに批准すること。カナダ、ドイツ、イタリア、日本は、真剣に汚職と闘おうとしているならば、この条約を遅滞なく批准しなければなりません。

最近、重債務貧困国イニシアティブ (HIPC) ならびに多国間債務救済イニシアティブ (MDR) の下で債務帳消しが続いた後、債権国は債務帳消しを受けた国々が、新たに持続不可能で無責任な借入を受けるのではないかという懸念をもっています (そして、その懸念は正しいのです)。2006年、英国蔵相ゴードン・ブラウンは、「私たちは新たな持続不可能な債務問題を望まない。」 (そのためには新しい貸付には規律、基準、透明性とアカウンタビリティが導入されることが必要だ) と述べてい

ます。

このレポートの目的は、どのような取引にも双方の当事者が存在すること、そして、貸付契約に債務国の人々の発展目標を確実に繁栄させることは、借り手と貸し手、双方の政府の責任であることを示すことです。

今日の国際社会が、モブツ・セセ・セコやサダム・フセインを大規模な貸付で支援すべきではなかったと考えるならば、正当性がないという理由でこれらの債務を帳消しするだけで終わらせるべきではありません。この機会を逃さず、さらに透明性、アカウンタビリティ、共同責任を推し進めるべきです。今それができなければ、過去のあやまちを繰り返す危険性があります。

ゲイル・ハーリー
Eurodad (ヨーロッパ債務と開発ネットワーク)

執筆グループ紹介

Organization



EURODAD

EURODADは貧困者の側に立ち、民主的で持続可能な開発戦略をサポートする開発財政政策を推し進めています。南の人々が発展へと続く自分達自身の道を作る力をつけ、貧困を終わらせられるよう、支援します。また、適切な開発財政、債務危機に対する恒久的で持続可能な解決策、開発へと導く安定的な国際金融システムを追求しています。EURODADは、そういったテーマについて活動するNGO間の連携を図り、目標達成のために南北の市民社会と積極的に協働しています。

連絡先 : Avenue Louise 176, 8th Floor
1050 Brussels
Belgium
tel: +32 2 543 90 64
fax: +32 2 544 05 59
www.eurodad.org



Campagna per la Riforma della Banca Mondiale (CRBM)

Campagna per la Riforma della Banca Mondiale (CRBM)は、1996年、4つのイタリアの開発NGO・環境・人権擁護・草の根団体の支援を得て、活動を開始しました。CRBMは、国際金融機関の民主的で根本的な改革を目指して活動しています。それらの機関は、私達が生きている不公正なグローバル化プロセスの責任を主に負うべき機関です。中でも、北から南への公共投資が環境、開発、社会、人権の各面で及ぼしている影響に特に力点を置いて、その影響が直接及ぶ現地コミュニティと連帯しています。

連絡先 : Campagna per la riforma della Banca mondiale c/o Mani Tese
Via Tommaso Da Celano 15
00179 Roma Italy
Tel: ++39 06 7826855
Fax: ++39 06 7858100
E-mail: info@crbm.org
Website: www.crbm.org

Organization



Dette & Développement

Plate-forme d'information et d'action sur la dette des pays du Sud Plate-forme Dette & Développementは、20以上のフランスの労働組合や団体が参加した2000年の債務帳消し運動の結果、200年に創設されました。債務問題で活動する世界中の組織と協働しながら、Plate-forme Debt & Développementはこの問題に関する知識をフランス国内で広め、過去・現在・将来の債務問題に対する大規模で持続可能、かつ公正な解決のために必要な施策をとることを主張しています。大規模な債務帳消しだけでなく、さらに債務救済によって自由になった資源が確実に債務国の人々、特に貧しい人たちに利益をもたらすよう追求します。私達は債務帳消しで浮いた資金が確実に債務国の国民、特に貧しい人々の利益となるように使われることを目指しています。また、債務危機が起きるプロセスを透明にするよう要求し、債務に関する国際法の確立を推進しています。

連絡先 : www.dette2000.org



erlassjahr.de

erlassjahr.deは、ドイツのジュピリー債務救済ネットワークです。現在、850以上の団体メンバーで構成されており、その大部分が宗教的背景を持っています。Erasjahr2000は1997年に設立されました。最大の目標は、現在の不公正な債務交渉のメカニズムを、公正で透明性のある仲裁手続き (Fair and transparent Arbitration Process (FTAP)) に置き換えることです。その手続きの下では、法の定めたルールに基づいて、債務を負った国々がそれぞれの権利を守ることができます。

連絡先 : erlassjahr.de e.V. - Entwicklung braucht Entschuldung Presse- und Öffentlichkeitsarbeit
Carl-Mosterts-Platz 1 40477 Dusseldorf
Tel: +49 (0)211/4693-210
Fax: +49 (0)211/4693-197
www.erlassjahr.de



Jubilee Debt Campaign

Jubilee Debt Campaignは、貧しい国の不正な債務の廃絶を要求する国際運動のグループです。約200の英国国内組織および地域グループのネットワークであり、何千という個人に支えられています。悲惨な貧困をなくし、北が南をコントロールする道具として債務を利用することをやめさせるために活動しています。

連絡先 : Jubilee Debt Campaign
The Grayston Centre
28 Charles Square
London N1 6HT
Tel. 020 7324 4722
Fax 020 7324 4723
www.jubileedebtcampaign.org.uk
Registered charity No: 1055675



Jubilee USA Network

Jubilee USAは、80以上の宗教宗派、信者コミュニティ、労働組合、環境保護団体、コミュニティグループから成るネットワークであり、不正な債務を帳消しにして有害な経済政策を廃止するという政治的意思を築くために活動しています。

1997年に設立されたジュビリーUSAは、世界的なジュビリー債務帳消しキャンペーンの米国支部です。

連絡先 : Jubilee USA Network
212 E. Capitol St., NE
Washington, DC 20003
Tel: (202) 783-0129
Fax: (202) 546-4468
Web: www.jubileeusa.org
E-mail: neil@jubileeusa.org



アジア太平洋資料センター (PARC)

アジア太平洋資料センター (PARC) は、1973年に設立された日本のNGOで、「北」と「南」の人々が等しく、調和して生きていける社会の実現を目指しています。これまで、調査研究、政策提言、啓蒙活動、オーディオ・ビジュアル教材の作成、出版・広報活動、国際協力といった活動を行ってきました。政策提言活動としては、債務問題と日本のODAについて取り組んでいます。また、国際協力としては「民族紛争と津波の影響を受けた漁村支援プロジェクト」と「東チモールのコーヒー生産者協同組合支援プロジェクト」に取り組んでいます。

連絡先 : Pacific Asia Resource Center
Tel. 81-3-5209-3455
http://www.parc-jp.org/
E-mail office@parc-jp.org



Probe International

Probe Internationalは、カナダの援助と海外貿易が環境、社会、経済の各分野でどう影響を与えているかを調べ、私達の国の国際プロジェクトが及ぼすマイナスの影響面を明らかにする活動をしています。

私達は世界銀行・アジア開発銀行のような国際金融機関や、カナダ国際開発局・輸出開発機関のような二国間機関を通してカナダの税金が資金提供しているプロジェクトの、破壊的な影響について調査し、発表しています。

これらの国内外機関は、世界でも最悪の環境・社会・経済的な破壊に、援助と貿易という名で出資しているのです。

連絡先 : Probe International
225 Brunswick Avenue
Toronto, Ontario
Canada, M5S 2M6
Phone: +1 416-964-9223 (general delivery ext. 100)
In Canada and U.S.A. toll-free: 1-800-26-EARTH
Fax: 416-964-8239
www.probeinternational.org